

# 宮津市原子力災害住民避難計画

平成25年2月 作成  
平成28年1月全部改定  
平成30年3月一部改定  
令和5年2月全部改定

宮津市防災会議

## ＜目 次＞

### 1 基本的事項

(1) 本計画の位置づけ	1
(2) 本市における防護措置	1
(3) 計画の見直し	1
(4) 自治会との連携	2
(5) 防護措置に係る情報伝達手段	2

### 2 原子力災害対策重点区域

(1) 重点区域の設定	2
(2) 重点区域の防護措置	3

### 3 緊急時活動レベル（EAL）における対応

(1) 警戒事態における対応	4
(2) 施設敷地緊急事態における対応	4
(3) 全面緊急事態における対応	5

### 4 放射性物質放出後の対応

(1) 放射性雲（プルーム）到達後の対応	6
(2) 空間放射線量率が基準超過した場合の対応	6

### 5 広域避難の実施

(1) バスによる避難	8
(2) バス車両一時待機場所	8
(3) 一時集合場所	9
(4) 自家用車による避難	10
(5) 避難経路	10
(6) 避難先市町	10

### 6 避難退域時検査場所

(1) 検査場所の開設	11
(2) 検査及び除染	12
(3) 通過証の交付	12
(4) 感染症流行下の検査・除染	12
(5) 避難先までの避難車両の運行	12

## 7 避難先市町との調整等

(1) 連絡員の派遣	13
(2) バス車両一時待機場所	13
(3) 事前受入調整等	14

## 8 避難行動要支援者の避難

(1) 避難行動要支援者の防護措置	14
(2) 放射線防護施設	14
(3) 避難退域時検査	15
(4) 避難車両等の確保	15
(5) 避難行動要支援者情報の共有	15

## 9 避難所入所後の運営等

(1) 避難所の開設・運営等	15
(2) 避難所の開設期間	15
(3) 二次避難先の確保	16
(4) 行政機能の移転	16

### 【参考資料】

○ 発電所からの距離及び緊急時モニタリング	17
○ 原子力災害時の主な対応・業務	18
○ 広報文例	19
○ 通過証記入例	21
○ 安定ヨウ素剤について	23

### 【別添】

- 1 避難所の詳細
- 2 放射線防護施設
- 3 避難行動要支援者の避難先施設
- 4 避難先メモ

#### ※ 原子力災害について（原子力災害対策指針より抜粋）

原子力災害とは、原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる被害を意味する。

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出され、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団：放射性雲（プルーム）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。

原子力災害が発生した場合には、住民等の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くすると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響も抑えることが必要である。

#### ※ 本計画における「避難」等の表記について

原子力災害対策指針では、防護措置の指示を「OIL1：避難」と「OIL2：一時移転」で区別している（7頁）が、いずれも該当地域からの立退き指示であることや措置の要領（内容）に変わりはないので、本計画上の防護措置においては、いずれの場合も「広域避難」または単に「避難」、立退き指示については「避難指示」と表記する。

ただし、指針の引用・抜粋においては指針の表記どおりとする（5～7頁）。

# 1 基本的事項

## (1) 本計画の位置づけ

本計画は、宮津市地域防災計画（原子力災害対策編）に規定する「避難計画の作成」に基づき、関西電力株式会社高浜発電所における原子力災害に係る住民等の防護措置（屋内退避及び広域避難）について、必要な事項を定める。

なお、京都府の「原子力災害に係る広域避難要領（以下「府要領」という。）」及び関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針（以下「指針」という。）」、内閣府・福井エリア地域原子力防災協議会がとりまとめた「高浜地域の緊急時対応」との整合を図る。

## (2) 本市における防護措置

防護措置については、市域の大部分が高浜発電所から概ね30km圏（UPZ：緊急防護措置を準備する区域）であることから、次のとおり取り扱うこととし、国、府、関西広域連合及び関西電力株式会社等関係機関と連携し、住民等の防護措置を迅速かつ適切に行う。

また、本市内が地震等により被災している場合は、本計画を柔軟に運用して対応する。

※発電所からの距離図については参考資料

項目	内容
対象区域	○市内全域（UPZ）
対象者	○住民全員 ○就労就学者、観光客等の一時滞在者
区分	①警戒 ②屋内退避準備 ③屋内退避 ④広域避難（避難又は一時移転）
避難先等	○警戒時に就学者通所者は帰宅、観光客は市外退去が基本 ○屋内退避は自宅を基本とし、入院・入所者は病院・施設 ○避難先は市外が基本

高浜発電所が全面緊急事態（すべての直流電源喪失5分以上、冷却機能喪失など）となった場合、放射性物質の放出前の段階において、市内全域で屋内退避を開始する。万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性雲（プルーム）が通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。

広域避難を実施する場合は、バス車両による避難を基本とし、乗車場所及び安定ヨウ素剤配布場所となる一時集合場所へは、事故防止等のため、自治会順等、順次の集合を呼びかける。避難先からの更なる避難を避けるため、避難先はUPZ外（市外）を基本とし、地域コミュニティ維持のため同一地域住民の避難先は、同一地域に確保するよう努める。

※主な対応・業務については参考資料、避難所の詳細については別添1

## (3) 計画の見直し

本計画については、平時から、京都府等との共同訓練をはじめ、関係機関・関係市町との情報交換や調整内容等を踏まえ、検証と見直しを行う。

#### (4) 自治会との連携

平時において、市は、本計画等の周知活動や住民参加による原子力防災訓練を実施し自治会との連携を図る。

ア 平時において、自治会は、次を例に自治会の実情に応じた準備や啓発を行う。

○緊急連絡網の作成 ○原子力防災研修会や話し合い

イ 警戒事態において、市は、次の名簿を自治会に提供する（収束後回収）。

○自治会別住民票名簿 ○避難行動要支援者名簿（非同意者含む）

ウ 警戒事態以降において、自治会へ可能な限りの協力をお願いする内容

○上記名簿に基づく一時滞在者及び実在しない者についての市への情報提供

○災害時要配慮者名簿以外の方で福祉車両での移動を要する方の情報提供

○避難後における避難状況の確認及び避難所運営に係る協力

（市災害対策本部 ☎0772-45-1605、市代表 ☎0772-22-2121）

#### (5) 防護措置に係る情報伝達手段

市警戒本部/災害対策本部から住民等への情報伝達は次の手段により行う。

- ・ 防災行政無線（同報系、主に屋外・一部宅内） ※地区別子局別配信可
- ・ 防災メール（登録制） ※地区別配信可
- ・ 公式LINE（登録制） ※防災メールとの同時配信可
- ・ 電話ファックス連絡サービス（登録制） ※防災メールとの同時配信可
- ・ 緊急速報メール ※防災メールとの同時配信可
- ・ 宮津市ホームページ、公式フェイスブック （※以上、本市導入システム）
- ・ 京都府総合防災情報システムを通じたLアラート配信  
（テレビ、ラジオ、防災アプリ、ニュースサイト、京都府危機管理WEB等）
- ・ 広報車
- ・ 自治会長や自主防災組織代表者への架電

※広報文例については参考資料

防災関係機関との連絡は次の手段により行う。

- ・ 原子力防災ネットワークシステム（TV会議、N I S S、専用電話）
- ・ 固定電話、携帯電話、衛星電話、メール、京都府総合防災情報システム

## 2 原子力災害対策重点区域

### (1) 重点区域の設定

原子力災害が発生した場合において、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、原子力施設の特性を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくことが必要であり、当該対策を講じる区域を「原子力災害対策重点区域（以下「重点区域」という。）」とする。

## 【重点区域（指針）】

区 域 等	説 明
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone)  概ね5km  ・本市に該当する区域はない 京都府内では舞鶴市の一部が該当	PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EAL（緊急活動レベル）に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。IAEA（国際原子力機関）の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定することとされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」に設定。
緊急防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone)  概ね5～30km	UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OIL（運用上の介入レベル）に基づき、緊急防護措置を準備する区域。IAEAの国際基準において、5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ「原子力施設から概ね半径30km」に設定。

※確定的影響：一定量の放射線を受けると必ず影響が現れる現象

※確率的影響：放射線を受ける量が多くなるほど影響が現れる確率が高まる現象

(注)平成24年度の指針制定で、EPZ(半径8～10km)は廃止され、PAZ・UPZの考え方に変更

## (2) 重点区域の防護措置

重点区域に居住する住民等の防護措置は、原子力施設の状況に応じて区分する緊急時活動レベル（EAL : Emergency Action Level）の3区分（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）と、放射性物質放出後における緊急時モニタリングの結果（空間放射線量率）に応じた防護措置の実施基準「OIL : Operational Intervention Level」の5区分に基づく国の指示等に従い実施する。 ※緊急時モニタリングについては参考資料

### ※ 原子力災害発生時の防護措置の考え方（平成28年原子力規制委員会、抜粋）

放射性物質の吸入による内部被ばくをできる限り低く抑えることが重要である。

一方で、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓から、避難行動には、それによって避けられる放射線影響と比較しても無視できない健康影響を、特に高齢者や傷病者等の要配慮者にもたらす可能性が高い。また、避難渋滞やパニックに伴う事故等も考えると、避難行動には常に危険が伴うことを認識すべきである。

PAZ 圏内のような施設の近くの住民は、内部被ばくだけでなく、高線量の外部被ばくを含めた影響を避けるため、放射性物質が放出される前から予防的に避難することを基本として考えるべきである。ただし、この場合であっても、避難行動に伴う健康影響を勘案して、特に高齢者や傷病者等の要配慮者については、近傍建屋の中で屋内退避を行うことが有効である。

一方で、比較的施設から距離の離れたUPZ 圏内においては、吸入による内部被ばくのリスクをできる限り低く抑え、避難行動による危険を避けるためにも、まずは屋内退避をとることを基本とすべきである。

屋内退避により、吸入による内部被ばくを、木造家屋においては四分の一程度、気密性の高いコンクリート建屋のような施設においては二十分の一程度に抑えることができる。

### 3 緊急時活動レベル（EAL）における対応

区 分	主な対応
警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮津市災害警戒本部の設置</li> <li>・情報収集及び事故等の広報</li> <li>・児童生徒の帰宅、観光客等の市外退去</li> <li>・住民名簿の作成と自治会配布</li> </ul>
施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮津市災害対策本部の設置</li> <li>・屋内退避準備の広報</li> <li>・広域避難に係る諸調整</li> <li>・オフサイトセンターへの職員派遣</li> </ul>
全面緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の原子力緊急事態宣言、屋内退避の指示</li> <li>・屋内退避の実施、避難準備の広報</li> <li>・広域避難の実施準備</li> </ul>

#### (1) 警戒事態における対応

高浜町で震度5弱以上の地震発生や、発電所の運転に影響のおそれがある事象により、本市は災害警戒本部を設置し、情報収集にあたる。

高浜町において震度6以上の地震が発生するなど、高浜発電所の緊急時活動レベルが「警戒事態」となった時点で、災害警戒本部を設置し、高浜発電所が受けた影響を把握するとともに、京都府との連絡体制の確認を行う。

事態が進展した場合に備え、住民等に屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起をするとともに自治会に住民名簿等を提供する（収束後回収）ほか、コールセンターを設置するなど問い合わせに対応する。 ※広報文例については参考資料

また、児童生徒や福祉施設利用者は帰宅や保護者引渡し、観光客等は市外に退去するよう広報を行う（市内に残った者は一時滞在者として住民と同じ防護措置をとる）。

#### (2) 施設敷地緊急事態における対応

高浜発電所のすべての交流電源喪失30分以上、または原子炉冷却材が漏えいするなど、緊急時活動レベルが「施設敷地緊急事態」に進展した時点で、本市は災害対策本部を設置して、一時集合場所の開設及び避難退域時検査場所と避難先市町への職員派遣に係る準備を行うほか、高浜（または大飯）オフサイトセンターへ職員を派遣して本市現地災害対策本部を設置する。

また、在宅重度要配慮者（寝たきりの高齢者及び身体障害者等：要介護度4以上、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、難病等常時医療的ケアが必要な者、その他本市が重度と判断する者）の避難に備え、要避難者の状況に応じた避難先【在宅重度要配慮者については京都府災害時要配慮者避難支援センター（府健康福祉部、以下「府避難支援センター」という。）が府内での避難先を調整】、避難方法等を調整する。（8「避難行動要支援者の避難」に再掲） ※避難行動要支援者の避難先施設については別添3

また、事態が進展した場合に備え、住民等に高浜発電所の状況に関し情報提供を行い、屋内退避の準備を促す。

※各機関の主な対応・業務については参考資料

### (3) 全面緊急事態における対応

高浜発電所のすべての直流電源喪失5分以上、または冷却機能喪失など、緊急時活動レベルが「全面緊急事態」に進展した時点で、内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出し、UPZ内の住民等に対し、「屋内退避」実施の指示がある（PAZ内の住民等（府下では舞鶴市の一部）に対しては予防的緊急避難の指示がある。）

本市は、住民等に屋内退避の実施や避難準備を伝達するとともに、市職員も屋内退避を基本としながら、防護服や安定ヨウ素剤を配布した上で、一時集合場所の運営、市役所機能の移転、避難退域時検査場所及び避難先市町への職員派遣に係る避難準備を、京都府やオフサイトセンター等と調整しながら行う。

屋内退避をする建物については、全ての窓やドアを閉め、換気を止めて外気を遮断する。

#### ※ 京都府による避難先市町との調整（府要領より抜粋）

京都府は、「全面緊急事態」に進展した時点で、府内避難先及び府外避難先県、避難行動要支援者のうち社会福祉施設入所者（有料老人ホームを含む。以下同じ。）、病院入院患者、在宅重度要配慮者については避難先施設に対し、避難先市町と調整の上、受入準備のための調整を始め、避難に備える。

なお、府内・府外避難先とも受入が可能な場合は、府内避難先市町へ避難するが、要請先の市町が被災等を理由に、避難住民の一部又は全部の受入れができない場合、また、感染症流行下においては、感染症防止対策を考慮にした受入可能人数を上限とし、上限を超える住民については府外避難を行うこととし、避難先県に対し避難住民の受入れを要請するとともに、関西広域連合にその調整を要請する。

■本市UPZに居住する住民数と避難先市町の受入人数（感染症流行下でない場合）

避難元市町 住民数 【令和3年4月1日時点】	避難先市町 受入人数	
	府内避難	府外避難（関西広域連合）
宮津市 17,185	長岡京市 4,933 八幡市 3,795 京田辺市 4,110 木津川市 4,347 又は 福知山市 5,404 京丹後市 8,067 与謝野町 3,714	兵庫県 17,185

#### ※ 避難及び一時移転（指針より抜粋）

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。

避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならない。



## 4 放射性物質放出後の対応

### (1) 放射性雲（プルーム）の到達後の対応

発電所敷地外に放射性物質が放出され、放射性雲（プルーム）が本市域に到達する状況になった場合、モニタリングポスト等の計測値や風向き等から総合的な国の判断により、広域避難または屋内退避解除となるまでは、3（3）の屋内退避を継続する。

### (2) 空間放射線量率が基準超過した場合の対応

放射性雲（プルーム）が本市到達後、緊急時モニタリングの結果、O I L 1の空間放射線量率（500  $\mu$  Sv/h 超過）が計測された場合に、国が数時間内を目途に避難対象区域を特定し数時間以内の避難（移動が困難な者の屋内退避を含む。）が指示される。

また、O I L 2の空間放射線量率（20  $\mu$  Sv/h 超過）が計測された場合は、当該区域が24時間経過後においてもO I L 2の空間放射線量率（20  $\mu$  Sv/h 超過）を再計測した場合に、国が1日内を目途に避難対象地域を特定し1週間程度内の一時移転が指示される。

国からの避難指示は、原則、モニタリングポストが設置された地域単位で発令される。広域避難の対象となる地域は、市内（UPZ）全域ではなく、その一部に留まることが想定される。 ※緊急時モニタリングについては参考資料

○住民避難地域とモニタリングポストとの関連表

高浜発電所避難地域	モニタリングポスト	
	測定所等種類	名称
宮津小学校（宮津・上宮津地区）	簡易型電子線量計	杉末
吉津小学校		
栗田小学校（由良地区）	簡易型電子線量計	由良
栗田小学校（栗田地区）	固定測定所	上司
府中小学校	簡易型電子線量計	府中
日置小学校（日置・世屋地区）	簡易型電子線量計	日置
養老小学校（養老・日ヶ谷地区）	簡易型電子線量計	養老

国から避難指示が発令された場合、避難先との受入調整等を踏まえ、京都府を通じて、避難先市町に受入要請を行うとともに、指示地域内の住民に対し指示内容を、その他地域の住民に対しては屋内退避の継続等を周知する。

ただし、一時集合場所の運営にあたっては、事故を防止し、かつ混乱を生じないように、避難先市町の受入体制、一時集合場所の運営準備、避難バス車両の確保などの状況を踏まえた上で、自治会順または隣組順など一時集合場所への順次集合を呼びかける。

※広報文例については参考資料

<集合のための外出時の留意事項>

- 長袖、長ズボン、雨合羽、手袋、帽子、マスクなどを着用する。
- 電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉め、戸締りなど安全点検をする。
- ご近所に声をかけ合い、落ち着いて一時集合場所に向かう。
- 家族全員が避難した目印として玄関先などに白いタオルを掲出する。

原子力災害対策指針に定める防護措置等実施フロー

【OILと防護措置の概要】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等をさせるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) $\beta$ 線：13,000cpm <sup>※4</sup> 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退却時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h <sup>※6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※8</sup>	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種			1Bq/kg	10Bq/kg		
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL 1の基準値を超えた場合、OIL 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている $\beta$ 線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり計測器の仕様が異なる場合には計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL 6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

## 5 広域避難の実施

### (1) バスによる避難

京都府内UPZにおける広域避難は、自家用車による交通渋滞や事故を避けるため、バス車両による避難を基本とする。

京都府は、避難元市町と調整し、(一社)京都府バス協会・(一社)京都府タクシー協会・関西電力株式会社等(以下「バス事業者等」という。)に車両及び運転員等の提供を要請、協力を得て、避難元市町の一時集合場所から避難先までの住民搬送を行うとともに、必要に応じてバス事業者等の協力を得て車両運行全般の管理を行う。

また、京都府は、必要に応じ、公共交通機関、関西広域連合、さらに国に対し、バス、鉄道等の確保の調整を要請し、必要な避難車両、多様な避難手段を確保する。

なお、避難行動要支援者の広域避難については「8 避難行動要支援者の避難」による。

#### ※ 京都府によるバス車両の配車等 (府要領より抜粋)

避難バス車両については、京都府原子力災害対策本部内に車両運行班を設置するとともに、開設した検査場所内に情報統制班を設置する。

本部車両運行班は、避難指示区域、検査場所、避難住民数、確保した避難バス車両台数等から総合的に判断し、バス車両の配車等を行うとともに、必要に応じて、バス事業者等に府対策本部、関係市町災害対策本部へ運行管理者の派遣を求め、運行管理の支援を得る。

各検査場所の情報統制班は、府対策本部が配車等した車両の避難元市町の一時集合場所から検査場所を出発するまでのバス車両の運行管理等を行うとともに、当該運行状況を本部車両運行班と情報共有する。

本部車両運行班は、上記により把握した車両状況等を、適宜、避難元市町の災害対策本部等と情報共有し、避難元市町の一時集合場所等における住民避難誘導等に活用する。

バス事業者等から車両及び運転員等の提供・支援を受けた場合、車両運転員等が一般公衆の被ばく線量限度である1mSv(実効線量)/年を超えて被ばくすることがないように、バス事業者等に個人線量計等の装備を支給するとともに、運転員の被ばく線量の管理をバス事業者等と連携して行う。

なお、原子力災害の状況から、運転員等が管理の目安を超えて被ばくするおそれがあるなど、バス事業者等から車両及び運転員の支援等を受けられない場合は、速やかに国に対し、必要な車両及び運転員等の確保を要請する。

平時からバス協会・タクシー協会との協定等により緊急輸送に関する協力体制を構築し、あらかじめ住民避難に必要なバス台数を確保できるよう努めるとともに、府内のバス事業者(京都府バス協会・京都府タクシー協会会員事業者に限る。)の名称、営業所の所在地と連絡先、各営業所のバス車両台数について情報を入手し、関係市町村と情報を共有する。

### (2) バス車両一時待機場所

宮津市字鶴賀の宮津港「鶴賀埠頭(京都府管理)」を、本市に配車されて到着した避難バスを受け入れる駐車・待機場所として設置し、原則として、本市が、当該施設に職員を連絡員として派遣するなど、バス車両の運転員に行先の一時集合場所やその進入方法等の運行指示伝達を行う。

### (3) 一時集合場所

バスによる広域避難は、地域コミュニティの単位を維持して円滑に移動するため、あらかじめ定めた一時集合場所から行う。

避難指示があった場合は、事故の防止のため、バス確保状況等を踏まえ、順次の集合を促すとともに、一時集合場所に職員を配置して運営に当たる。

一時集合場所への移動は、原則、徒歩とし、一時集合場所が遠距離となる場合は、地域で協力し、自家用車の乗り合せに努める。

感染症流行下においては、一時集合場所及びバス車両で①感染者及び感染症の疑いのある者と②その他の者（疑いの無い者）に区分して対応する。

#### <一時集合場所一覧>

部・地区	集合場所	部・地区	集合場所
宮津中・西部	宮津市民体育館	吉津地区	吉津小学校体育館
宮津城南部 ・城東部	宮津天橋高等学校 第一体育館	府中地区	府中小学校体育館
		日置地区	日置小学校体育館
宮津東部	宮津小学校体育館	世屋地区	
上宮津地区	上宮津地区社会教育 活用施設体育館	養老地区	
栗田地区	栗田小学校体育館	日ヶ谷地区	
由良地区	由良地区社会教育 活用施設体育館	※自家用車はグラウンド、近傍駐車場に駐車	

#### ア 通過証受付

一時集合場所では、避難住民の受付を通過証（4枚複写式）により行い、当該通過証の「市町保管」分により、一時集合場所通過者の記録・管理等を行う。

##### ※ 通過証（記入例については参考資料）

一時集合場所において、一人一人複写式の通過証（【①市町保管】・【②京都府控】・【③避難先提出】・【④本人控】）を配布し、その後の各所受付での記入を不要とするもの。

【市町保管】は一時集合場所での受付時に、または、一時集合場所を経由せず直接検査会場に会場した場合の受付時に、【府控】は検査場所での受付時に、【避難先提出】は避難先市町避難所での受付時に、各所が受け取り、通過者の管理に使用。

【本人控】は避難退域時検査が完了したことを証明するもの。

#### イ 安定ヨウ素剤の配布・服用等

一時集合場所では、国による安定ヨウ素剤の配布・服用の判断・指示に基づき、避難者に服用に係る説明の上、安定ヨウ素剤の「緊急配布」を行う。アレルギー申告者を除き希望者には配布する。

##### ※ 安定ヨウ素剤（詳細な効能・服用量、本市保管量については参考資料）

放射性ヨウ素の甲状腺への集積を抑制する効能があり副作用は極めて少ない。

#### (4) 自家用車による避難

京都府内UPZにおける避難は、バス車両に乗り合うことを基本とし、自家用車で避難先市町へ乗り入れることができるのは、次のいずれも満たす場合に限る。

ア 検査場所で、放射性物質の付着等が基準値以下であることを証明する車両通過証とともに、当該車両の同乗者全員が検査済証明のある通過証の交付を受けていること。

イ 避難先市町に自家用車等の保管場所をあらかじめ確保できていること。

- \* 検査場所で検査、除染の結果、避難車両の計測値が基準値以下とならない場合、当該車両は避難先市町に移動することはできない。
- \* 避難先に保管場所を確保できない場合、京都府が準備する車両一時保管場所に一時保管し、当該場所から京都府等が確保したバス車両等により乗り換え、近隣の鉄道等の公共交通機関等を利用し避難先に向かう。避難先市町の避難所等に保管することはできない。
- \* 車両一時保管場所の自家用車は、避難先での生活が落ち着き、避難先市町等に保管場所を確保し、汚染がないことを確認できた場合に、避難先市町等に移動させることができる。

#### (5) 避難経路

住民の広域避難は、原則、京都府が確保した避難バス車両等により、京都府が設置する検査場所で検査を行い、除染、通過証（本人控）の交付を受けた上で、高速道路、国道等の幹線道路により、事前に調整した避難先市町の避難所に移動する。避難経路は、自然災害による道路状況、原子力災害による避難者数、経由地となる検査場所の開設状況、交通渋滞等の状況に応じ、京都府と調整し適宜経路を変更する。

また、迂回路の選定に際しては、京都府と本市が、迂回路上の空間線量率、迂回により増加する距離及び時間、渋滞発生等を考慮し選定する。

#### (6) 避難先市町

本計画上の避難先市町は次のとおりである。※避難所の詳細については別添1

部・地区	府内南方面	府内西方面	兵庫県
宮津中部	木津川市	福知山市	加古川市
宮津西部	木津川市	福知山市	加古川市
宮津東部	八幡市	福知山市	明石市
宮津城南部	京田辺市	京丹後市	明石市
宮津城東部	京田辺市	京丹後市	明石市
上宮津地区	八幡市	与謝野町	加古川市
栗田地区	木津川市	与謝野町	加古川市
由良地区	京田辺市	与謝野町	加古川市
吉津地区	長岡京市	京丹後市	加古川市
府中地区	長岡京市	京丹後市	加古川市
日置地区	長岡京市	京丹後市	高砂市
世屋地区	長岡京市	京丹後市	高砂市
養老地区	長岡京市	京丹後市	高砂市
日ヶ谷地区	長岡京市	京丹後市	高砂市

## 6 避難退域時検査場所

### (1) 検査場所の開設

京都府は、広域避難時に、避難経路上のUPZ境界付近、かつ、空間放射線量率が十分低い場所において、避難車両や避難住民の体表面、携行品などの検査・除染を行うため、発電所の緊急時活動レベル「施設敷地緊急事態」で検査場所の開設準備、「全面緊急事態」で検査場所の開設地を決定し、国、関係機関等に協力要請を行うとともに、避難元市町に自主避難者等に向けた検査場所周知と検査場所での住民誘導等の職員派遣を要請、国の避難指示により検査・除染を開始する。

検査場所候補地は、以下の①第1順位検査場所候補地と②第2順位検査場所候補地に区分し、開設は、先ずは、第1順位検査場所候補地の施設から原子力災害の状況に応じて開設場所を選定し、第1順位の施設が開設できない場合や状況により追加で検査場所を開設する必要がある場合は第2順位検査場所候補地から検査場所を選定する。また、選定された検査場所の機能を補完する施設として、選定されなかった第2順位の施設及び③機能を一部補完する施設を必要に応じて一部機能補完検査場所施設として選定する。

その他、避難住民の自家用車両の一時保管場所を、必要に応じて、府内市町村、関係機関等と調整し、設置する。

#### ① 第1順位 検査場所候補地

施設名	所在地
福知山市三段池公園	福知山市猪崎377-1
京都府立丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曾根崩下代110-7
与謝野町勤労者総合福祉センター(野田川わーくぱる)	与謝野郡与謝野町四辻161

#### ② 第2順位 検査場所候補地

施設名	所在地
綾部市中央公民館	綾部市里町久田21-20
福知山市長田野公園体育館	福知山市長田野町2丁目
綾部工業団地・交流プラザ	綾部市とよさか町4
道の駅てんきてんき丹後	京丹後市丹後町竹野313-1
京都府立ゼミナールハウス	京都市右京区京北下中町鳥谷2

#### ③ 機能を一部補完する施設

施設名	所在地
与謝野町立大江山運動公園(グラウンド)	与謝郡与謝野町字滝
舞鶴西総合会館(及び明倫小学校)	舞鶴市字南田辺1
長田野工業団地 アネックス京都三和	福知山市三和町みわ

#### ※ 指針による除染を講じるための基準(OIL4)

避難退域時検査で、 $\beta$ 線：40,000cpm(皮膚から数cmでの検出器の計数率)を超える際は、不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、迅速に簡易除染等を実施する。

## (2) 検査及び除染

検査場所では、避難車両及び住民とその携行品の放射性物質の付着レベルを計測し、計測値が基準値（O I L 4）を超過した車両や住民に対し除染を行う。

- ① U P Zにおける避難は、放射性物質放出後の避難となることから、U P Z区域からの全ての車両外部の検査を行う。
- ② 避難車両が基準値を超過した場合は、車両外部の汚染箇所の除染を行う。
- ③ U P Z避難住民（一時滞在者を含む。）は、放射性物質放出後の避難となり、避難車両の同乗者は乗車前に同じ地域で同様の行動をしていると考えられることから、避難車両ごとに乗員1名（代表者）の検査を実施し、同乗者の検査の要否を判断する。※
- ④ ③で乗員1名（代表者）が基準値を超過した場合は、当該避難車両に同乗する全乗員の検査を行い、基準値を超過した乗員及びその携行品の詳細検査・除染を行うとともに、当該車両の車内検査・除染を行う。

※ 避難指示地域内から避難を行った自家用車や福祉施設車両等は、避難車両と同乗者が同じ地域に滞在していたことから、①で基準値以下を確認した場合は、その乗員も基準値以下と判断し、③を行わない。

## (3) 通過証の交付

京都府は、(2)による住民の検査及び除染により、放射性物質の付着等が基準値以下であることを確認した避難住民（一時滞在者を含む。）に対し、通過証（本人控に検査済証明）を交付するとともに、通過証の京都府控を保管し、検査場所通過者の管理等を行う。

なお、避難元市町の一時集合場所を経由せず、自家用車等で直接、検査場所に来場する避難住民用に、通過証を検査場所に備え付ける。

また、基準値以下を確認した避難車両に対し、車両通過証を交付する。

## (4) 感染症流行下における検査・除染

感染症流行下において、一時集合場所で①感染者及び感染症の疑いのある者と②その他の者（疑いの無い者）に区分する（同一車両内区分を含む）ことから、検査場所においても①と②を分離し、かつ、感染対策をした上で、検査・除染を行う。

一時集合場所を経由せず、自家用車等で直接、検査場所に来場する避難住民については、検査場所に設置する健康確認所で健康確認を行い①と②に区分、自宅待機者、濃厚接触者で検査結果待ちの住民については①に区分して、検査・除染を行う。

## (5) 避難先までの避難車両の運行

検査場所に到着したバス車両は、検査・除染の結果、基準値以下であることが確認できたものに限り、当該車両を避難先市町まで乗り入れることができる。

なお、高速道路を走行できない等の使用制限があるバス車両については、一時集合場所から検査場所までのシャトル運行を行い、検査場所に到着する都度、車両検査を行う。

基準値以下に除染できない車両は、検査場所等で一時保管し、当該車両に乗車してきた避難住民には、検査場所から避難先市町へ移動するための車両を別途確保する。

## 7 避難先市町との調整等

### (1) 連絡員の派遣

避難先市町における避難住民の円滑な受入れのため、京都府を通じて受入要請等を行った場合、まずは府内避難先市町へ職員を連絡員として派遣する。

兵庫県等府外避難の場合は、京都府が、避難先県に、京都府職員を避難元市町派遣の連絡員のとりまとめ役の連絡員として派遣したうえ、本市は、京都府の指示に基づき、府外避難先市町へ職員を連絡員として派遣する。

連絡員は、避難先市町の災害対策本部において、避難住民数、避難状況、避難車両の移動等の情報提供を行うとともに、避難住民の受入れに必要な調整を行う。

なお、避難住民の規模、避難先到着時期の違い等によっては、避難先市町の了解を得た上で、派遣した連絡員が複数の避難先市町の住民受入調整を行う。

### (2) バス車両一時待機場所

避難先市町域にバス車両が到着した際の一時的な待機場所として、バス車両一時待機場所を設置、(1)とは別に連絡員を派遣し、避難先市町避難所への避難住民受入れが混乱なく行われるよう、バス車両の進入等の誘導等を行う。

なお、拠点避難所が十分な駐車スペースを有する場合は、当該拠点避難所の駐車場を車両一時待機場所とする。

連絡員は、避難先市町災害対策本部の連絡員等と、避難所、その受入可能人数、避難住民数、避難車両の移動等の情報共有を行うとともに、避難住民の避難所への受入調整を行う。

なお、車両一時待機場所の連絡員については、避難住民の規模等の状況に応じ、避難先市町と調整・変更する。

避難先市町	車両一時待機場所	施設区分
長岡京市	スポーツセンター	拠点避難所
八幡市	市民体育館	拠点避難所
京田辺市	田辺中央体育館	一時待機場所
木津川市	中央体育館	拠点避難所
福知山市	三段池公園	一時待機場所
京丹後市	道の駅 てんきてんき丹後	一時待機場所
与謝野町	大江山運動公園	拠点避難所
加古川市	市民会館	一時待機場所
高砂市	総合運動公園	一時待機場所
明石市	中央体育館	一時待機場所

※一時待機場所とは、避難所とは別に設置する避難車両一時待機場所

※拠点避難所とは、複数ある避難所の取りまとめとなる避難所



### (3) 事前受入調整等

#### ①避難所への車両移動

避難先市町の協力を得て、車両一時待機場所から各避難所へ移動する際の避難所周辺での交通渋滞等を回避するため、避難先市町と事前に調整を行っている避難所への最適な進入方法等を避難先市町と事前調整する。

また、住民避難時において、バス車両運転員に対し、避難所への進入経路の指示や周辺情報の提供等ができるよう準備するとともに、大型バス車両が避難所まで進入できない場合の小型車両への乗り換え等の対応についても調整する。

#### ②避難所への入所単位

各避難所における自治会別の入所について、避難先市町と事前に調整している場合でも、避難バス車両への乗車状況（複数自治会住民が同乗している場合等）及び避難先市町の車両一時待機場所における住民の振り分けの可否、避難所の開設準備状況等により、自治会を単位とした入所が困難と判断する場合は、避難先市町に承諾を得て、バス車両単位で入所等の調整を行う。

#### ③避難所等の見直し

避難所及び車両一時待機場所について、避難先市町施設の統廃合、用途変更その他の状況に応じて、他施設に変更するなどの見直しを避難先市町と行う。

※避難所の詳細については別添 1

## 8 避難行動要支援者の避難

### (1) 避難行動要支援者の防護措置

避難行動要支援者については、移動の困難性や広域避難による健康リスクの程度など、各人の特性を踏まえた防護措置を行う。

避難行動要支援者のうち、社会福祉施設入所者、医療機関入院患者、在宅重度要配慮者については、府避難支援センターが避難先、避難方法等を調整・確保し、その他の避難行動要支援者については、原則、避難等協力者の支援により、一時集合場所に集合の上、他の住民とともにバス車両で避難する。

※避難行動要支援者の避難先施設については別添 3

### (2) 放射線防護施設

放射線防護施設とは、施設に陽圧装置等を設置して施設内を気密化することにより外部の放射性物質の流入を防ぐもので、土砂災害や洪水等により基幹道路等避難路の断絶等で孤立する可能性がある地域で、かつ、指定災害警戒区域外にある老人ホーム等入所施設や公民館等への設置を図る。

屋内退避の指示により、当該施設がある地区では、入所施設には主に入所者及び施設職員、公民館等には地域の在宅避難行動要支援者及び避難等協力者が、放射線からの防護機能を有する当該施設で屋内退避を行う。

※放射線防護施設については別添 2

### (3) 避難退域時検査

広域避難時においては、府避難支援センターが調整した避難先施設を含む避難先への経路上、京都府が開設する避難退域時検査場所で、車両及び住民の検査、除染、証明印付き通過証（本人控）の交付を受けた上で、避難先へ向かう。同行する職員や避難等協力者についても同様に検査等を行う。

### (4) 避難車両等の確保

上記(1)の避難行動要支援者のうち、在宅重度要配慮者の避難車両については、府避難支援センターが、本市や施設等と連携・調整し、福祉車両、救急車、民間事業者の車両、また、状況に応じて、自衛隊車両、ヘリ等、広域避難のための移動車両を確保等する。

その他の避難行動要支援者については、原則、家族や避難等協力者の車両により検査場所を経て避難先へ、又は、家族や避難等協力者の車両により一時集合場所まで移動し、その後は他の住民等とともにバス車両により検査場所を経て避難先へ向かう。

### (5) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の状況について、京都府と情報共有を行い、避難手段等について事前調整を行う。

## 9 避難所入所後の運営等

### (1) 避難所の開設・運営等

本市が災害対応の中、広域避難が完了するまで、住民の送り出し等に全力を挙げなければならないため、避難先市町避難所の開設・当初運営は、避難先市町に支援を要請するとともに、京都府を通じて、関西電力株式会社に対し避難所運営等の要員派遣を要請する。

また、避難所運営に必要な物資は、避難当初は避難先市町から支援を受けざるを得ないことから、避難所開設時の要員及び必要となる物資について、避難先市町及び関西電力株式会社と事前に調整を行う。

本市は、できる限り早期に避難所運営のための職員を派遣し、避難先市町職員から順次避難所運営を引継ぎ、さらに避難所運営を順次、避難住民による自主運営に切り替える。

#### 【避難先での主な役割分担】

内 容	役 割 分 担
避難所開設、施設管理	避難先市町
避難所の運営	開設日から3日を目安に、避難先市町から本市に順次引継ぐ さらに、避難住民による自主運営に順次切替え
仮設トイレの設置	避難所の設備状況や避難者数に応じて本市が府と連携して手配
生活物資の調達・配布	避難当初は避難先市町の支援を受けるが、 速やかに本市が府と連携して調達するよう努める
相談窓口の設置	本市が設置し対応（避難先市町の協力を受ける、以下同じ）
罹災証明の発行	本市が発行
生活支援情報の提供	本市が避難住民に情報提供

## (2) 避難所の開設期間

避難所の開設期間は、原子力災害の特性に配慮し、目安として2か月を上限とする。

避難所の開設期間は、国の基準では「災害発生の日から7日以内」であり、7日以内の閉鎖が困難なときは、事前に厚生労働大臣へ協議し必要最小限の期間を延長することができる。前述の「目安として2か月を上限」は、期間延長が必要な場合でも、一定の区切りとして2か月を目安に避難所を閉鎖すべき旨を示したものであり、特に教育施設を避難所としている場合は、教育への影響に配慮し、速やかに二次避難先を確保し、避難所の早期解消を図る。

## (3) 二次避難先の確保

避難所は公共施設等を活用して開設するのが原則であるが、季節や高齢者等の利用に配慮した対応が必要な場合等には、京都府と連携し、公的な宿泊施設や民間の旅館・ホテル等を可能な限り借り上げて避難所とする。

また、二次避難先の確保として、京都府と連携し、公営住宅、民間賃貸住宅の借り上げ、応急仮設住宅の整備等の確保に努めるとともに、必要に応じて、関西広域連合や国と協議する。

## (4) 行政機能の移転

避難者の生活支援サービスの提供を行うため、京都府と調整し、また、避難先市町の協力を得て、状況に応じた行政機能の移転を行う。

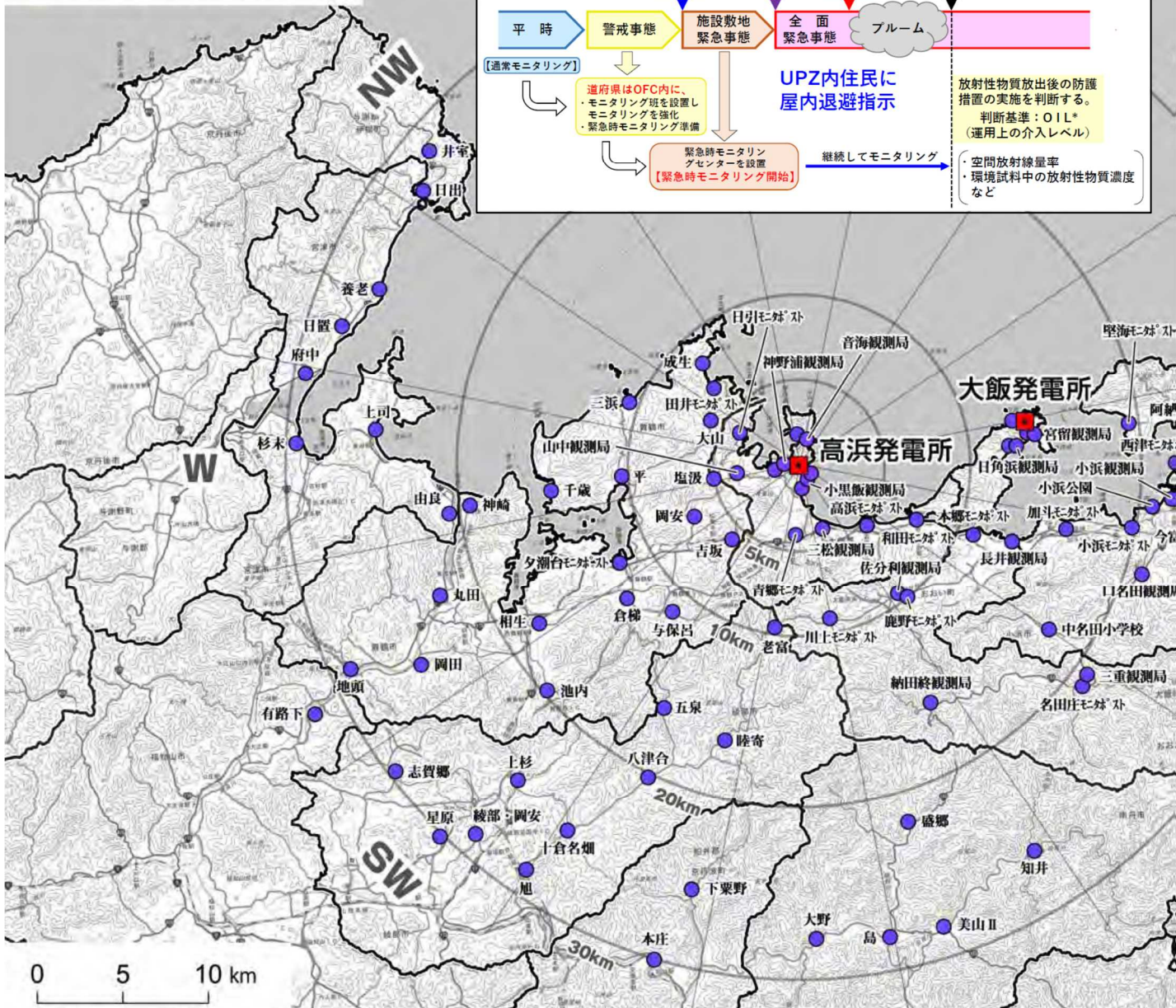
府内避難の場合、京都府総合見本市会館（京都パルスプラザ）、けいはんなプラザほか京都府の関連施設、避難先市町の施設等を候補施設として、京都府と事前調整する。

府外避難の場合は、京都府を通じて、関西広域連合、避難先県及び市町の協力を得て調整・確保する。

## 【参考資料】

### ○ 発電所からの距離及び緊急時モニタリング

● モニタリングポスト



現在のUPZ域は、国際原子力機関 IAEA の国際基準が 5～30 km のため、原子力規制委員会の原子力災害対策指針において発電所から概ね半径 30 km 圏と定められている。

京都府では、平成 24 年 12 月に国が公表した発電所からの拡散予測（IAEA が示す 7 日間で 100mSv の被ばく域範囲）が、高浜発電所では最長 29.6 km、大飯発電所では最長 32.5 km であったことを受けて、平成 25 年 2 月に開催した京都府防災会議において、高浜発電所の UPZ を 30 km、大飯発電所 UPZ を 32.5 km として承認された。

本市では、上宮津・吉津・世屋地区等の一部が高浜発電所から 30km 圏外に位置するが、30 km 圏内の地域と連担する地域であることから、住民理解のうえ、全市域を UPZ：概ね 30 km 圏として取り扱うこととなった。

なお、本市は大飯発電所の UPZ に該当する地域はないが、大飯発電所の事態の進展とそれに伴う国の指示に応じて、本計画を準用し防護措置を実施する。

## ○ 原子力災害時の主な対応・業務

	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	防護措置等
主な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>●すべての交流電源喪失30分以上</li> <li>●原子炉冷却材の漏えい 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●すべての直流電源喪失5分以上</li> <li>●冷却機能喪失</li> <li>●放射性物質の異常放出又はそのおそれ 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●OIL 1:地上1m空間放射線量500<math>\mu</math>Sv/h以上</li> <li>●OIL 2:地上1m空間放射線量20<math>\mu</math>Sv/h以上</li> </ul>
関西電力株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定事象発生通報（原災法第10条）</li> <li>●緊急時モニタリングセンターへの参画 →</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原子力緊急事態通報（原災法第15条）</li> <li>●各機関へ要員派遣・資機材貸与 →</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●応急措置の概要連絡（原災法第25条）</li> <li>●検査場所での検査・除染・汚染物処理</li> </ul>
国 (指示事項はUPZのみ記載)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原子力規制委員会・内閣府合同対策本部</li> <li>●関係省庁事故対策連絡会議</li> <li>●官邸対策室（官邸）</li> <li>●原子力規制委員会・内閣府合同現地対策本部</li> <li>●現地事故対策連絡会議</li> <li>●緊急時モニタリングセンター</li> <li>●UPZ屋内退避の準備要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原子力緊急事態宣言（内閣総理大臣）</li> <li>●原子力災害対策本部（中央）→</li> <li>●原子力災害現地対策本部→</li> <li>●原子力災害合同対策協議会→</li> <li>●UPZ屋内退避実施の指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●OIL 1:数時間以内を目途に区域を特定し1日以内の避難を指示</li> <li>●OIL 2:1日以内を目途に（24時間後も20<math>\mu</math>Sv/h以上の）区域を特定し1週間以内の避難を指示し、地域生産物の摂取を制限</li> </ul>
PAZ（参考）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広域避難・安定ヨウ素剤服用の準備</li> <li>●要配慮者は広域避難開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●予防的広域避難開始</li> <li>●安定ヨウ素剤の服用</li> </ul>	
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原子力災害対策本部設置（府庁）</li> <li>●災害時要配慮者支援センター設置</li> <li>●原子力災害対策支部設置（振興局）</li> <li>●現地原子力災害対策本部設置</li> <li>●避難退域時検査場所の開設準備</li> <li>●緊急時モニタリングセンターへの参画</li> <li>●避難バス車両等確保準備（本部車両運行班）</li> <li>●府外避難先県災対本部への職員派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難退域時検査場所の決定</li> <li>●避難元市町へ職員派遣要請</li> <li>●UPZ住民の受入準備調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難退域時検査場所の運営</li> <li>●車両運行管理（府－市－避難先市町） タクシー・鉄道・船舶等も調整</li> </ul>
宮津市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋内退避準備</li> <li>●放射線防護施設は自主開設・運営 (警戒事態までに一時滞在者は帰宅等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋内退避→ ※解除又は避難指示がない地区は継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指示地区住民は広域避難 一時集合場所に集合、通過証記入受付 安定ヨウ素剤の受領・服用（国の指示）</li> </ul>
宮津市 (全域UPZ)	災害対策本部		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害対策本部の運営→</li> <li>●府との調整（バス・避難先・経路）</li> <li>●関係機関に広域避難支援要請</li> <li>●バス車両一時待機場所の設置（鶴賀埠頭）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋内退避の実施</li> <li>●検査場所・避難先市町へ職員派遣</li> <li>●放射線防護対策施設の運営状況把握</li> <li>●市災害対策本部機能移転準備</li> <li>●災害時要配慮者支援センターとの調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広域避難の実施</li> <li>●現地や避難先避難所の状況把握</li> <li>●市災害対策本部機能移転</li> </ul>
	●職員動員計画 ●受援要請		
	●現地災害対策本部設置 ●オフサイトセンター住民安全班従事		
			●検査場所での住民誘導
			●避難先市町での受入調整
	●一時集合場所の設営	●一時集合場所の運営準備	●一時集合場所の開設運営、避難住民対応
	●広報【屋内退避準備】	●広報【屋内退避】	●広報【広域避難、集合同内】
	●避難車両配車状況の把握		●車両運行管理（府）への参加
	●一時集合場所班による薬剤移送等支援	●簡易問診・配布服用の準備支援	●配布・服用指示の内容把握、問合せ対応
●住民名簿（リスト）の作成		●住民避難先等の点検、問合せ対応	
	●市役所機能移転準備	●市役所機能移転	
●一時滞在者の屋内退避準備支援	●一時滞在者の屋内退避支援	●一時滞在者の広域避難支援	
●浄水場・配水池の状況確認	●モニタリングの支援・情報収集	●汚染浄水場の浄水処理・送水対策の実施	
●水道水モニタリングの要請	●飲用制限広報、給水車派遣または協力要請	●汚染汚泥等のモニタリングや保管	

## ○ 広報文例

### 【警戒事態】

福井県高浜町で大地震が発生しました。現在、高浜発電所は点検確認中です。

市民の皆様は、外出を控え、テレビなどで状況を確認してください。

観光客の方は市外へ退出してください。

### 【警戒事態解除】

福井県高浜町の大地震（福井県の津波）による高浜発電所への影響はないと発表されました。引き続き情報収集に努めます。

### 【屋内退避準備】

高浜発電所からの放射性物質の放出は確認されていませんが、事態の進展に備えて、屋内待機の準備をしてください

### 【屋内退避】

高浜発電所の冷却装置喪失により、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が出され、国から市内全域に屋内退避が指示されました。

現在発電所からの放射性物質の放出は確認されていませんが、建物の窓を閉め換気扇を止めて外気を遮断し、建物内に退避してください。

### 【屋内退避継続・避難準備】

高浜発電所からの放射性物質の敷地外放出が確認されましたが、拡散範囲は少なく広域避難の実施指示はありません。市民の皆様は屋内退避を継続し、万が一に備え、貴重品、常備薬など必要最低限のものを1つの手荷物にして広域避難の準備してください。

### 【避難指示】

〇〇地区に、1週間程度以内の避難指示を発令します。混乱を避けるため、避難バス到着状況に応じて自治会順など、順番に集合を呼びかけます。

安定ヨウ素剤は、集合時にお渡しします。集合する際は、マスク、帽子、カップなどを着用し、肌を出さないようにしてください。

手荷物はできるだけ小さくまとめてください。

〇〇地区以外では屋内退避を継続してください。

### 【集合呼びかけ】

〇〇地区の広域避難に係り、混乱を避けるため順番に集合を呼びかけます。

××自治会と△△自治会の地域内にいる方は、●●の体育館に、できるだけ徒歩で集合してください。自家用車等はグラウンドに乗り捨てになります。車は乗り合わせてください。火の元点検、戸締りを忘れずをお願いします。

○ 通過証記入例

全員が記入

世帯主のみが記入

**記入例** 【市町保管】

No. \_\_\_\_\_

# 通過証

ふりがな きよつと たろう ふりがな

**氏名** 京都 太郎

**住所** 宮津市字柳縄手345-1

**地区(自治会)名** ●● 自治会名  
(加入未加入不問)

**検査場所** 丹波 「丹波」「福知山」「野田川」  
のいずれか記入

**緊急連絡先** 090-□□□□-□□□□  
(携帯電話番号)

年 月 日

京都府

歩行困難  加療中  その他

[ \_\_\_\_\_ ]

## 世帯の構成

世帯主の方以外は記入不要です。

続柄	氏名	同伴	年齢	性別	避難先
世帯主 本人		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 市町指定 <input type="checkbox"/> その他
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 市町指定 <input type="checkbox"/> その他
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 市町指定 <input type="checkbox"/> その他
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 市町指定 <input type="checkbox"/> その他
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 市町指定 <input type="checkbox"/> その他
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 市町指定 <input type="checkbox"/> その他
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 市町指定 <input type="checkbox"/> その他
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 市町指定 <input type="checkbox"/> その他

避難先がその他の場合の避難場所

**2枚目** 【京都府控】

No. \_\_\_\_\_

# 通過証

ふりがな

**氏名** \_\_\_\_\_

**住所** \_\_\_\_\_

**検査場所** \_\_\_\_\_

**緊急連絡先** \_\_\_\_\_  
(携帯電話番号)

年 月 日

京都府

歩行困難  加療中  その他

[ \_\_\_\_\_ ]

## 世帯の構成

世帯主の方以外は記入不要です。

続柄	氏名	同伴	年齢	性別	避難先
世帯主 本人		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 市町指定 <input type="checkbox"/> その他
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 市町指定 <input type="checkbox"/> その他
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 市町指定 <input type="checkbox"/> その他
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 市町指定 <input type="checkbox"/> その他
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 市町指定 <input type="checkbox"/> その他
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 市町指定 <input type="checkbox"/> その他
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 市町指定 <input type="checkbox"/> その他
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 市町指定 <input type="checkbox"/> その他

避難先がその他の場合の避難場所

必須 必須

お持ちの携帯電話又は同伴者の番号

・ 4枚複写  
・ 1枚目は集合場所で回収  
⇒宮津市保管

・ 2枚目は検査場所で回収  
⇒京都府控え



【避難先提出】

3枚目

### 世帯の構成

No. \_\_\_\_\_

# 通過証

ふりがな

氏名

住所

地区(自治会)名

検査場所

緊急連絡先  
(携帯電話番号)

年 月 日

京都府

歩行困難  加療中  その他

[ \_\_\_\_\_ ]

続柄	氏名	同伴	年齢	性別	避難先
世帯主 本人		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 市町指定 <input type="checkbox"/> その他
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 市町指定 <input type="checkbox"/> その他
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 市町指定 <input type="checkbox"/> その他
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 市町指定 <input type="checkbox"/> その他
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 市町指定 <input type="checkbox"/> その他
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 市町指定 <input type="checkbox"/> その他
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 市町指定 <input type="checkbox"/> その他
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 市町指定 <input type="checkbox"/> その他

・ 3枚目は避難先で回収  
⇒避難先市町控え

〔 避難先がその他の場合の避難場所 〕

【本人控】

4枚目

No. \_\_\_\_\_

# 通過証

ふりがな

氏名

住所

地区(自治会)名

検査場所

緊急連絡先  
(携帯電話番号)

年 月 日

避難退域時検査が完了したことを証明します。

京都府 (印)

・ 検査完了証明印は検査場所で押印  
・ 4枚目は本人保管  
⇒ケースに入れて名札代わりに

## ○ 安定ヨウ素剤について

### ■ 効能

放射性ヨウ素の甲状腺への集積を抑制する。

★ばく露 24 時間前～2 時間以内の服用で 90%の抑制、ばく露 8 時間以内で 40%の抑制

★ばく露後 24 時間以降の服用は半減期を延長させて有害性が大きい

★放射性ヨウ素以外の放射性核種に対しては服用効果がない。

服用は原則 1 回とし、効果は 24 時間持続、副作用は極めて少ないが、新生児は経過観察する。

乳児を含む若年層、及び、妊婦・授乳婦は、甲状腺の内部被ばくのリスクが大きいので服用を優先するが、40 歳以上は服用効果が期待できず(WHO)、誤嚥リスクのある高齢者は医学的に服用の必要はない。

### ■ 服用量

年齢区分	安定ヨウ素剤の種類・量	
生後 1 か月未満	ゼリー剤 16.3mg	—
1 か月～2 歳	ゼリー剤 32.5mg	ゼリー剤 16.3mg×2 包
3 歳～小学生	丸剤 50mg	ゼリー剤 16.3mg+ゼリー剤 32.5mg
中学生以上	丸剤 50mg×2 丸	ゼリー剤 32.5mg×3 包

### ■ 緊急配布

安定ヨウ素剤を一時集合場所やその近くの施設に保管し、国の避難指示と同時想定 of 安定ヨウ素剤配布・服用指示に基づき、一時集合場所で避難住民等に配布する。

一時集合場所では、うがい薬、造影剤、安定ヨウ素剤のアレルギー申告者を除き、年齢・住所不問で希望者には配布し、服用か携帯かを説明する。

### ■ 保管状況

R4.9.1 現在

地区名	一時集合場所 (略称、各体育館)	備蓄場所	備 蓄 量		
			丸 剤	ゼリー剤	
				乳幼児用 (32.5mg/包)	新生児用 (16.3mg/包)
宮 津	宮津市民体育館 宮津小学校 宮津天橋高校	福祉・教育総合 プラザ 4 階	61,780 丸	151 包	120 包
上宮津	旧上宮津小学校				
栗 田	栗田小学校	栗田小学校	9,700 丸	60 包	10 包
由 良	旧由良小学校	安寿の里	4,900 丸	40 包	10 包
吉 津	吉津小学校	吉津小学校	6,900 丸	60 包	10 包
府 中	府中小学校	府中小学校	13,700 丸	140 包	20 包
日置・世屋	日置小学校	日置小学校	3,800 丸	60 包	15 包
養老・日ヶ谷	養老小学校	養老小学校	5,400 丸	40 包	15 包
		計	106,180 丸	551 包	200 包

※住民＋一時滞在者用で入所入院施設用は除く。旧小学校は現社会教育活用施設。

※ 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（原子力規制庁、抜粋）

(1) 効能又は効果

安定ヨウ素剤の効能又は効果は放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をすることのみであり、放射性物質に対する万能の治療薬ではない。安定ヨウ素剤は甲状腺以外の内部被ばく及び希ガス等による外部被ばくには全く効果がなく、避難、一時移転、屋内退避、飲食物の摂取制限等の他の防護措置と組み合わせて活用することが重要である。

(2) 服用方法 （略）※前頁の■効能■服用量のとおり

(3) 服用対象者

①服用を優先すべき対象者

年齢が低いほど放射性ヨウ素による内部被ばくの健康影響として甲状腺がん等の発症のリスクが高くなる。服用を優先すべき対象者は、妊婦（胎盤を通じて放射性ヨウ素にばく露される可能性のある胎児への健康影響に配慮する必要がある）、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）である。

授乳婦、新生児及び乳幼児については、母体が摂取したヨウ素（放射性ヨウ素及び安定ヨウ素）の最大 1/4 程度が母乳に移行するとされているため、母体が放射性ヨウ素にばく露された場合には、母乳を介して乳児が放射性ヨウ素にばく露されるリスクがあることから、母乳栄養を一時的に中断した上で乳児に安定ヨウ素剤を服用させることが適切である。ただし、安全性が確認されたミルクを確保できない間は、母乳栄養を継続する選択が考えられる。

一方で、緊急時に母乳栄養を一時的に中断するリスク（母体側として乳房緊満による乳腺炎、乳児側として母乳以外を受け付けない場合の脱水、低血糖等）についても十分に考える必要があり、母体が定められた用量の安定ヨウ素剤を単回服用した場合、母乳に移行する安定ヨウ素が乳児の甲状腺機能に与える健康影響は小さいことから、母体の放射性ヨウ素による内部被ばくの可能性が低いことを前提として母乳栄養は継続し、乳児自身も定められた用量の安定ヨウ素剤を服用する。なお、乳児のうち特に新生児が安定ヨウ素剤を服用した場合には、甲状腺機能低下症に関する経過観察を行うことが適切である。

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくにより甲状腺がんが発生する確率は、被ばく時の年齢が 18 歳未満の者では成人の 3 倍であるという報告があり、年齢が 18 歳未満の者は安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者である。また、その中でも特に 6 歳未満の乳幼児は、チェルノブイリ原発事故後の調査において甲状腺がんの発生が多発していることから、服用を優先すべき対象者であると考えられる。

②40 歳以上の者への効果

原爆被爆者については、成人期以降に被ばくした者における甲状腺がんの発症について統計的に有意なリスクの上昇は確認されておらず、チェルノブイリ原発事故の被災者については、甲状腺がんの発症のリスクの上昇が明らかであるのは 18 歳未満の者である。また、WHO ガイドライン 2017 年版においては、40 歳以上の者への安定ヨウ素剤の服用効果はほとんど期待できないとされている。

したがって、40 歳以上の者は安定ヨウ素剤を服用する必要性は低いが、40 歳以上であっても妊婦及び授乳婦は、胎児及び乳児に対する放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの健康影響が大きいことから、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者である。なお、高齢者については、安定ヨウ素剤の誤嚥のリスクに配慮するまでもなく、医学的に安定ヨウ素剤の服用の必要がないことは明らかである。

# 別添 1

## ○ 避難所の詳細

避難方向		府内南		避難先				
地区	自治会	一時 集合場所	主な 避難経路	避難退域時 検査場所	避難先			
					市町村名	車両一時 待機場所	避難所	
宮津中部	本町	宮津市民 体育館	府道9号→京都縦貫自 動車道（宮津天橋立 IC）→綾部JCT→舞鶴 若狭自動車道（福知山 IC）→府道55号→【検 査場所】→府道55号→ 舞鶴若狭自動車道（福 知山IC）→綾部JCT→ 京都縦貫自動車道→大 山崎JCT→京滋バイバ ス→久御山JCT→第二 京阪道路→八幡京田辺 JCT→新名神高速道路 →城陽IC→京奈和自動 車道→山田川IC→国道 163号	福知山市三 段池公園	木津川市	中央体育館	高の原小学校	木津川市兜台4丁 目4-1
	魚屋						木津第二中学校	木津川市兜台6丁 目1
	新浜						木津小学校	木津川市木津町内 垣外95
	宮本						中央交流会館	木津川市木津宮ノ 内92
	万町						木津川台小学校	木津川市木津川台 2丁目4
	京街道						木津南中学校	木津川市州見台4 丁目26
	大久保						東部交流会館	木津川市木津宮ノ 堀149
	柳縄手						州見台小学校	木津川市州見台1 丁目32
島崎	宮津市字 浜町3000	宮津市字 浜町3000	福知山市字 猪崎377-1	木津川市	中央体育館	木津保健センター	木津川市木津清水 27-24	
金屋谷	中央体育館	木津川市木津石塚 147						
亀ヶ丘	西部交流会館	木津川市相楽高下 4-9						
松ヶ岡	木津老人福祉セン ター	木津川市木津川端 19						
池ノ谷	相楽小学校	木津川市相楽清水 1						
白柏	市民スポーツセン ター	木津川市木津田中 前40-1						
浪花	相楽台小学校	木津川市相楽台5 丁目7-1						
漁師町	女性センター	木津川市相楽台4 丁目3						
日吉	木津中学校	木津川市相楽高下 4-5						
杉末								
宮津西部	鶴賀	宮津小学校	府道9号→宮津天橋立 IC→京都縦貫自動車道 →綾部JCT→舞鶴若狭 自動車道（福知山IC） →府道55号→【検査場 所】→府道55号→舞鶴 若狭自動車道（福知山 IC）→綾部JCT→京都 縦貫自動車道→大山崎 JCT→京滋バイパス→ 久御山IC→国道478号 →府道22号	福知山市三 段池公園	八幡市	市民体育館	ふるさと学習館・ 福祉会館・市民協 働活動センター	八幡市八幡東浦5
	城内						くすのき小学校	八幡市男山金振9
	城東						男山第二中学校	八幡市石城3
							男山第三中学校	八幡市男山笹谷3
	城南						さくら小学校	八幡市男山葵桜17
							有都小学校	八幡市内里北ノ山 31
	旭が丘						男山東中学校	八幡市内里砂鼻1- 1
	第2旭が丘						南山小学校	八幡市南山7
	西波路						八幡小学校	八幡市八幡菖蒲池 12
	波路町						男山中学校	八幡市八幡柿本垣 内18
中央小学校		八幡市八幡小松77						
グンゼ	橋本小学校	八幡市橋本中ノ池 尻15						
	男山レクリエーションセンター	八幡市八幡大谷 85-21						

避難方向		府内南			避難先								
地区	自治会	一時 集合場所	主な 避難経路	避難退域時 検査場所	避難先								
					市町村名	車両一時 待機場所	避難所						
宮津城南部	滝馬	宮津高等学校 宮津市字滝馬23	府道9号→京都縦貫自動車道（宮津天橋立IC）→綾部JCT→舞鶴若狭自動車道（福知山IC）→府道55号→【検査場所】→府道55号→舞鶴若狭自動車道（福知山IC）→綾部JCT→京都縦貫自動車道→大山崎JCT→京滋バイパス→久御山JCT→第二京阪道路→八幡京田辺JCT→新名神高速道路→城陽IC→京奈和自動車道→田辺西IC→国道307号	福知山市三段池公園 福知山市字猪崎377-1	京田辺市	田辺中央体育館 京田辺市田辺丸山19	中央体育館	京田辺市田辺丸山19					
	百合が丘						中央公民館	京田辺市田辺丸山214					
	福田						田辺高等学校	京田辺市河原神谷24					
	宮村						田辺小学校	京田辺市田辺鳥本102					
	辻町						三山木小学校	京田辺市宮津宮ノ下4-3					
	宮村上						同志社国際高等学校	京田辺市多々羅都谷60-1					
宮津城東部	惣						宮津高等学校 宮津市字滝馬23	府道9号→京都縦貫自動車道（宮津天橋立IC）→綾部JCT→舞鶴若狭自動車道（福知山IC）→府道55号→【検査場所】→府道55号→舞鶴若狭自動車道（福知山IC）→綾部JCT→京都縦貫自動車道→大山崎JCT→京滋バイパス→久御山JCT→第二京阪道路→八幡京田辺JCT→新名神高速道路→城陽IC→京奈和自動車道→田辺西IC→国道307号	福知山市三段池公園 福知山市字猪崎377-1	京田辺市	田辺中央体育館 京田辺市田辺丸山19	コミュニティホール(市役所内)	京田辺市田辺80
	東国名賀											北部住民センター	京田辺市大住大山1-1
	皆原											普賢寺児童館	京田辺市水取門田6-3
	山中											普賢寺小学校	京田辺市水取門田6-1
	波路											三山木福祉会館	京田辺市三山木谷垣内2-1
	問屋町											大住中学校	京田辺市大住池平2
	獅子崎	大住小学校	京田辺市大住池平88										
	つつじが丘	桃園小学校	京田辺市大住中ノ谷12-1										
	東波路	培良中学校	京田辺市東七反割3										
	府宮東波路団地	松井ヶ丘小学校	京田辺市大住上西野18-2										
	上宮津地区	小田	上宮津地区社会教育活用施設 宮津市字小田235	府道9号→宮津天橋立IC→京都縦貫自動車道→綾部JCT→舞鶴若狭自動車道（福知山IC）→府道55号→【検査場所】→府道55号→舞鶴若狭自動車道（福知山IC）→綾部JCT→京都縦貫自動車道→大山崎JCT→京滋バイパス→久御山IC→国道478号→府道22号	福知山市三段池公園 福知山市字猪崎377-1	八幡市						市民体育館 八幡市野尻正畑12	美濃山小学校
喜多		八幡市民体育館					八幡市野尻正畑12						
今福								八幡市民体育館	八幡市野尻正畑12				
天神													
鳥が尾													
松縄手													

避難方向		府内南		避難先				
地区	自治会	一時 集合場所	主な 避難経路	避難退域時 検査場所	避難先			
					市町村名	車両一時 待機場所	避難所	
栗田地区	新宮	栗田小学校 宮津市字 上司640-1	府道9号→京都縦貫自動車道（宮津天橋立IC）→綾部JCT→舞鶴若狭自動車道（福知山IC）→府道55号→【検査場所】→府道55号→舞鶴若狭自動車道（福知山IC）→綾部JCT→京都縦貫自動車道→大山崎JCT→京滋バイパス→久御山JCT→第二京阪道路→八幡京田辺JCT→新名神高速道路→城陽IC→京奈和自動車道→山田川IC→国道163号	福知山市三段池公園 福知山市字猪崎377-1	木津川市	中央体育館 木津川市木津石塚147	梅美台小学校	木津川市梅美台4丁目26-1
	脇						上狛小学校	木津川市山城町上狛学校1
	中村						山城老人福祉センター	木津川市山城町椿井北城100
							山城保健センター	木津川市山城町椿井北城103
	小寺						棚倉小学校	木津川市山城町綺田局塚14
	上司						山城総合文化センター	木津川市山城町平尾前田24
							山城中学校	木津川市山城町椿井柳田33
	中津						泉川中学校	木津川市加茂町大野鳥田75
	小田宿野						加茂文化センター	木津川市加茂町里南古田156
							加茂保健センター	木津川市加茂町里南古田25
	島陰						加茂ふれあいセンター	木津川市南加茂台6丁目3
	銀丘						南加茂台小学校	木津川市南加茂台12-11
鏡ヶ浦	南加茂台公民館	木津川市南加茂台5丁目2-3						
田井	城山台小学校	木津川市城山台6丁目1-1						
矢原	加茂青少年センター	木津川市加茂町里中森101						
獅子	加茂小学校	木津川市加茂町西上田11-1						
由良地区	由良脇	由良地区社会教育活用施設 宮津市字由良1276	府道9号→京都縦貫自動車道（宮津天橋立IC）→綾部JCT→舞鶴若狭自動車道（福知山IC）→府道55号→【検査場所】→府道55号→舞鶴若狭自動車道（福知山IC）→綾部JCT→京都縦貫自動車道→大山崎JCT→京滋バイパス→久御山JCT→第二京阪道路→八幡京田辺JCT→新名神高速道路→城陽IC→京奈和自動車道→田辺西IC→国道307号	福知山市三段池公園 福知山市字猪崎377-1	京田辺市	田辺中央体育館 京田辺市田辺丸山19	田辺中学校	京田辺市興戸北鉢立21
	由良宮本						社会福祉センター	京田辺市興戸犬伏
							老人福祉センター常磐苑	京田辺市草内五ノ坪6
	浜野路						薪小学校	京田辺市薪堀切谷1
	港						田辺東小学校	京田辺市東西ノ口60-2
							中部住民センター	京田辺市草内美泥22-2
上石浦	草内小学校	京田辺市草内南垣内53						
下石浦								
吉津地区	須津	吉津小学校 宮津市字須津1600	国道178号→京都縦貫自動車道（与謝天橋立IC）→綾部JCT→舞鶴若狭自動車道（福知山IC）→府道55号→【検査場所】→府道55号→舞鶴若狭自動車道（福知山IC）→綾部JCT→京都縦貫自動車道（長岡京IC）→国道171号	福知山市三段池公園 福知山市字猪崎377-1	長岡京市	スポーツセンター 長岡京市神足下八ノ坪1	立命館中学・高校	長岡京市調子1丁目1-1
	宝山						長岡第十小学校	長岡京市井ノ内玉ノ上22
	夕ヶ丘						長岡第七小学校	長岡京市今里北ノ町35
	浜垣						長岡第三小学校	長岡京市今里4丁目5-10
	文珠						長岡第二中学校	長岡京市今里5丁目20-1

避難方向		府内南		避難先								
地区	自治会	一時 集合場所	主な 避難経路	避難退域時 検査場所	避難先							
					市町村名	車両一時 待機場所	避難所					
府中地区	江尻	府中小学校 宮津市字 中野468	国道178号→京都縦貫 自動車道（与謝天橋立 IC）→綾部JCT→舞鶴 若狭自動車道（福知山 IC）→府道55号→【検 査場所】→府道55号→ 舞鶴若狭自動車道（福 知山IC）→綾部JCT→ 京都縦貫自動車道（長 岡京IC）→国道171号	福知山市三 段池公園  福知山市字 猪崎377-1	長岡京市	スポーツセ ンター  長岡京市神 足下八ノ坪 1	西山公園体育館	長岡京市長法寺谷 山1				
	難波野						長法寺小学校	長岡京市長法寺川 原谷31				
	天橋						長岡中学校	長岡京市天神4丁 目5-1				
	大垣						中央公民館	長岡京市天神4丁 目1-1				
	中野						長岡第五小学校	長岡京市下海印寺 東山1				
	小松						長岡第四中学校	長岡京市下海印寺 西山田1-1				
	溝尻						西乙訓高等学校	長岡京市下海印寺 西明寺41				
	国分						乙訓高等学校	長岡京市友岡1-1- 1				
	成相寺						長岡第四小学校	長岡京市友岡1丁 目2-4				
日置地区	日置浜	日置小学校 宮津市字 日置1230	国道178号→京都縦貫 自動車道（与謝天橋立 IC）→綾部JCT→舞鶴 若狭自動車道（福知山 IC）→府道55号→【検 査場所】→府道55号→ 舞鶴若狭自動車道（福 知山IC）→綾部JCT→ 京都縦貫自動車道（長 岡京IC）→国道171号	福知山市三 段池公園  福知山市字 猪崎377-1	長岡京市	スポーツセ ンター  長岡京市神 足下八ノ坪 1	長岡第三中学校	長岡京市勝竜寺 28-1				
	日置上						長岡第八小学校	長岡京市勝竜寺 29-1				
	マリントピア オーナーズ						中央生涯学習セン ター	長岡京市神足2丁 目3-1				
世屋地区	畑	日置小学校 宮津市字 日置1230					国道178号→京都縦貫 自動車道（与謝天橋立 IC）→綾部JCT→舞鶴 若狭自動車道（福知山 IC）→府道55号→【検 査場所】→府道55号→ 舞鶴若狭自動車道（福 知山IC）→綾部JCT→ 京都縦貫自動車道（長 岡京IC）→国道171号	福知山市三 段池公園  福知山市字 猪崎377-1	長岡京市	スポーツセ ンター  長岡京市神 足下八ノ坪 1	長岡第九小学校	長岡京市東神足2 丁目17-1
	下世屋										スポーツセンター	長岡京市神足下八 ノ坪1
	松尾										神足小学校	長岡京市神足3丁 目2-1
	木子										長岡第六小学校	長岡京市長岡2丁 目3-1
	上世屋											
養老地区	大島	養老小学校 宮津市字 岩ヶ鼻23									国道178号→京都縦貫 自動車道（与謝天橋立 IC）→綾部JCT→舞鶴 若狭自動車道（福知山 IC）→府道55号→【検 査場所】→府道55号→ 舞鶴若狭自動車道（福 知山IC）→綾部JCT→ 京都縦貫自動車道（長 岡京IC）→国道171号	福知山市三 段池公園  福知山市字 猪崎377-1
	田原											
	岩ヶ鼻											
	外垣											
	長江											
	里波見											
	中波見											
	梅ヶ谷											
奥波見												
日ヶ谷地区	立	養老小学校 宮津市字 岩ヶ鼻23	国道178号→京都縦貫 自動車道（与謝天橋立 IC）→綾部JCT→舞鶴 若狭自動車道（福知山 IC）→府道55号→【検 査場所】→府道55号→ 舞鶴若狭自動車道（福 知山IC）→綾部JCT→ 京都縦貫自動車道（長 岡京IC）→国道171号	福知山市三 段池公園  福知山市字 猪崎377-1	長岡京市	スポーツセ ンター  長岡京市神 足下八ノ坪 1	大西					
	厚垣											
	落山											
	落山											
	藪田											

避難方向		府内西		避難先				
地区	自治会	一時 集合場所	主な 避難経路	避難退域時 検査場所	避難先			
					市町村名	車両一時 待機場所	避難所	
宮津中部	本町	宮津市民 体育館	国道178号→府道9号→京都縦貫自動車道（宮津天橋立IC）→綾部JCT→舞鶴若狭自動車道（福知山IC）→国道9号→【検査場所・避難バス車両一時待機場所】	福知山市三段池公園	福知山市	福知山市三段池公園	六人部地域公民館	福知山市字多保市162-2
	魚屋						六人部中学校	福知山市字多保市132
	新浜						旧上六人部小学校	福知山市字三俣577
	宮本						下六人部児童センター	福知山市字長田2661
	万町						六人部小学校	福知山市字長田232
	京街道						旧中六人部小学校	福知山市字大内1765
	大久保							
	柳縄手							
	島崎							
宮津西部	金屋谷	宮津市字浜町3000	国道178号→府道9号→京都縦貫自動車道（宮津天橋立IC）→綾部JCT→舞鶴若狭自動車道（福知山IC）→国道9号→【検査場所・避難バス車両一時待機場所】	福知山市猪崎377-1	福知山市	福知山市猪崎377-1	厚生会館	福知山市字中ノ西中ノ町170-5
	亀ヶ丘							
	松ヶ岡							
	池ノ谷							
	白柏							
	浪花							
	漁師町							
	日吉							
	杉末							
宮津東部	鶴賀	宮津小学校	府道9号→京都縦貫自動車道（宮津天橋立IC）→綾部JCT→舞鶴若狭自動車道（福知山IC）→国道9号→【検査場所・避難バス車両一時待機場所】	福知山市三段池公園	福知山市	福知山市三段池公園	成和中学校	福知山市字新庄603
	城内						旧天津小学校	福知山市字上天津1790-1
	城東						成和地域公民館	福知山市字拜師446
							修斉小学校	福知山市字半田50
							三和荘体育館	福知山市三和町寺尾権現4
	城南						旧細見小学校	福知山市三和町千束3-57
							旧菟原小学校	福知山市三和町菟原中883-2
							旧川合小学校	福知山市三和町上川合647
	旭が丘						旧川合保育園	福知山市三和町岬654
	第2旭が丘						三和中学校	福知山市三和町千束660
	西波路						菟原児童館	福知山市三和町菟原下1566-1
	波路町						三和会館	福知山市三和町千束383
グンゼ								



避難方向		府内西		避難先									
地区	自治会	一時 集合場所	主な 避難経路	避難退域時 検査場所	避難先								
					市町村名	車両一時 待機場所	避難所						
宮津城南部	滝馬	宮津高等学校	国道178号→国道176号→府道76号→【検査場所】→国道176号→国道312号	野田川わーくばる 与謝郡与謝野町字四辻161	京丹後市	道の駅てんきてんき丹後 京丹後市丹後町竹野313-1	(旧) 竹野小学校教室	京丹後市丹後町竹野564					
	百合が丘						弥栄社会体育館	京丹後市弥栄町木橋1446					
	福田						弥栄地域公民館	京丹後市弥栄町溝谷3443-2					
	宮村上						(旧) 野間体育館	京丹後市弥栄町野中2264					
	宮村						(旧) 黒部小学校	京丹後市弥栄町黒部3299					
	辻町												
宮津城東部	惣						上宮津地区社会教育活用施設	国道178号→国道176号→府道76号→【検査場所】→国道176号	野田川わーくばる 与謝郡与謝野町字四辻161	与謝野町	大江山運動公園グラウンド 与謝郡与謝野町滝881-1	郷体育館	京丹後市網野町郷48
	東国名賀											網野体育センター	京丹後市網野町網野418
	皆原											田村体育館	京丹後市久美浜町関495
	山中											網野地域公民館(網野体育センター除く)	京丹後市網野町網野418
	波路												
	間屋町												
	東波路												
	獅子崎												
	つつじが丘												
	府営東波路団地												
上宮津地区	小田	上宮津地区社会教育活用施設	国道178号→国道176号→府道76号→【検査場所】→国道176号	野田川わーくばる 与謝郡与謝野町字四辻161	与謝野町	大江山運動公園グラウンド 与謝郡与謝野町滝881-1	江陽中学校	与謝郡与謝野町四辻893					
	喜多						中央公民館	与謝郡与謝野町四辻142-1					
	今福						野田川体育館	与謝郡与謝野町四辻145					
	天神												
	鳥が尾												
	松縄手												

避難方向		府内西		避難先				
地区	自治会	一時 集合場所	主な 避難経路	避難退域時 検査場所	避難先			
					市町村名	車両一時 待機場所	避難所	
栗田地区	新宮	栗田小学校	国道178号→国道 176号→府道76号 →【検査場所】→ 国道176号	野田川わー くばる  与謝郡与謝 野町字四辻 161	与謝野町	大江山運動 公園グランド  与謝郡与謝 野町滝881- 1	加悦地域公 民館	与謝郡与謝野 町加悦451-2
	脇						大江山運動 公園体育館	与謝郡与謝野 町滝881-1
	中村						与謝小学校 体育館	与謝郡与謝野 町滝468
	小寺						加悦小学校 体育館	与謝郡与謝野 町加悦1061
	上司						元気館	与謝郡与謝野 町加悦433
	中津						三河内小学 校体育館	与謝郡与謝野 町三河内1858
	小田宿野						宮津天橋高 校加悦谷学 舎体育館	与謝郡与謝野 町三河内810
	島陰						市場小学校 体育館	与謝郡与謝野 町幾地1013
	銀丘						岩屋小学校	与謝郡与謝野 町岩屋278-1
	鏡ヶ浦							
	田井							
	矢原							
獅子								
由良地区	由良脇	由良地区社 会教育活用 施設	国道178号→国道 176号→府道76号 →【検査場所】→ 国道176号		与謝郡与謝 野町字四辻 161	与謝郡与謝 野町字四辻 161	宮津天橋高 校加悦谷学 舎体育館	与謝郡与謝野 町三河内810
	由良宮本						市場小学校 体育館	与謝郡与謝野 町幾地1013
	浜野路						岩屋小学校	与謝郡与謝野 町岩屋278-1
	港							
	上石浦							
下石浦								
吉津地区	須津	吉津小学校	国道178号→国道 176号→府道76号 →【検査場所】→ 国道176号→国道 312号		京丹後市	道の駅てん きてんき丹 後  京丹後市丹 後町竹野 313-1	大宮地域公 民館	京丹後市大宮 町口大野295
	宝山						大宮社会体 育館	京丹後市大宮 町口大野208- 1
	夕ヶ丘						峰山地域公 民館	京丹後市峰山 町杉谷1030
	浜垣							
	文珠							

避難方向		府内西			避難先			
地区	自治会	一時 集合場所	主な 避難経路	避難退域時 検査場所	避難先			
					市町村名	車両一時 待機場所	避難所	
府中地区	江尻	府中小学校 宮津市字 中野468	国道178号→国道 176号→府道76号 →【検査場所】→ 国道176号→国道 312号	野田川わー くぱる  与謝郡与謝 野町字四辻 161	京丹後市	道の駅てん きてんき丹 後  京丹後市丹 後町竹野 313-1	(旧)川上 小学校教室 等	京丹後市久美 浜町畑394
	難波野						川上体育館	京丹後市久美 浜町畑394
	天橋						佐濃体育館	京丹後市久美 浜町安養寺 581
	大垣						(旧)海部 小学校教室 等	京丹後市久美 浜町橋爪236
	中野						海部体育館	京丹後市久美 浜町橋爪236
	小松							
	溝尻							
	国分							
	成相寺							
日置地区	日置浜	日置小学校 宮津市字 日置1230	国道178号→国道 176号→府道76号 →【検査場所】→ 国道176号→国道 312号		京丹後市	道の駅てん きてんき丹 後  京丹後市丹 後町竹野 313-1	(旧)湊小 学校	京丹後市久美 浜町湊宮 1655-5
	日置上							
	マリントピア オーナーズ							
世屋地区	畑	日置小学校 宮津市字 日置1230	国道178号→国道 176号→府道76号 →【検査場所】→ 国道176号→国道 312号		京丹後市	道の駅てん きてんき丹 後  京丹後市丹 後町竹野 313-1	久美浜地域 公民館	京丹後市久美 浜町852-1
	下世屋							
	松尾							
	木子							
	上世屋							
養老地区	田原	養老小学校 宮津市字 岩ヶ鼻23	国道178号→【検 査場所・避難バス 車両一時待機場 所】	道の駅てん きてんき丹 後  京丹後市丹 後町竹野 313-1	京丹後市	道の駅てん きてんき丹 後  京丹後市丹 後町竹野 313-1		
	大島							
	岩ヶ鼻							
	外垣							
	長江							
	里波見							
	中波見							
	梅ヶ谷							
	奥波見							
日ヶ谷地区	立	養老小学校 宮津市字 岩ヶ鼻23	国道178号→【検 査場所・避難バス 車両一時待機場 所】	道の駅てん きてんき丹 後  京丹後市丹 後町竹野 313-1	京丹後市	道の駅てん きてんき丹 後  京丹後市丹 後町竹野 313-1		
	大西							
	厚垣							
	落山							
	藪田							

避難方向		兵庫県							
地区	自治会	一時 集合場所	主な 避難経路	避難退域時 検査場所	避難先				
					市町村名	車両一時 待機場所	避難所		
宮津中部	本町	宮津市民体育館	府道9号⇒京都縦貫自動車道（宮津天橋立IC）⇒綾部JCT⇒舞鶴若狭自動車道（福知山IC）⇒府道55号⇒【検査場所】⇒府道55号⇒福知山IC⇒中国自動車道（吉川JCT）⇒六甲北有料道路（神戸三田IC）⇒山陽自動車道（神戸北IC）⇒山陽自動車道（三木JCT）⇒山陽自動車道（三木小野IC）⇒国道175号⇒県道23号⇒県道18号⇒東播磨南北道路⇒国道2号	福知山市三段池公園 福知山市猪崎377-1	加古川市	市民会館 加古川市加古川町北在家2000	加古川市立西神吉小学校	加古川市西神吉町西村121	
	魚屋								
	新浜								
	宮本								
	万町								
	京街道								
	大久保								
	柳縄手								
宮津西部	島崎	宮津市浜町3000	府道9号⇒京都縦貫自動車道（宮津天橋立IC）⇒綾部JCT⇒舞鶴若狭自動車道（福知山IC）⇒府道55号⇒【検査場所】⇒府道55号⇒福知山IC⇒中国自動車道（吉川JCT）⇒六甲北有料道路（神戸三田IC）⇒山陽自動車道（神戸北IC）⇒山陽自動車道（三木JCT）⇒山陽自動車道（三木小野IC）⇒国道175号⇒県道23号⇒県道18号⇒東播磨南北道路⇒国道2号	福知山市三段池公園 福知山市猪崎377-1	加古川市	市民会館 加古川市加古川町北在家2000	加古川市立東神吉南小学校	加古川市東神吉町砂部393	
	金屋谷								
	亀ヶ丘								
	松ヶ岡								
	池ノ谷								
	白柏								
	浪花								
	漁師町								
宮津東部	日吉	宮津小学校 宮津市字外側2508	府道9号⇒京都縦貫自動車道（宮津天橋立IC）⇒綾部JCT⇒舞鶴若狭自動車道（福知山IC）⇒府道55号⇒【検査場所】⇒府道55号⇒福知山IC⇒中国自動車道（吉川JCT）⇒六甲北有料道路（神戸三田IC）⇒山陽自動車道（神戸北IC）⇒山陽自動車道（三木JCT）⇒神戸淡路鳴門自動車道（神戸西IC）⇒阪神7号北神戸線（布施畑JCT）⇒第二神明道路（永井谷JCT）⇒第二神明道路（大久保C）⇒県道148号	福知山市三段池公園 福知山市猪崎377-1	明石市	中央体育館 明石市大久保町松陰1126-47	明石市立二見小学校	明石市二見町東二見454	
	鶴賀								
	城内								
	城東								
	城南								
	旭が丘								
	第2旭が丘								
	西波路								
	波路町								
グンゼ									

避難方向		兵庫県						
地区	自治会	一時 集合場所	主な 避難経路	避難退域時 検査場所	避難先			
					市町村名	車両一時 待機場所	避難所	
宮津城南部	滝馬	宮津高等学校 宮津市字滝馬23	府道9号⇒京都縦貫自動車道（宮津天橋立IC）⇒綾部JCT⇒舞鶴若狭自動車道（福知山IC）⇒府道55号⇒【検査場所】⇒府道55号⇒福知山IC⇒中国自動車道（吉川JCT）⇒六甲北有料道路（神戸三田IC）⇒山陽自動車道（神戸北IC）⇒山陽自動車道（三木JCT）⇒神戸淡路鳴門自動車道（神戸西IC）⇒阪神7号北神戸線（布施畑JCT）⇒第二神明道路（永井谷JCT）⇒第二神明道路（大久保C）⇒県道148号	福知山市三段池公園 福知山市猪崎377-1	明石市	中央体育館 明石市大久保町松陰1126-47	明石市立望海中学校	明石市西明石南町1-1-33
	百合が丘						明石市立花園小学校	明石市西明石南町1-1-10
							明石市立沢池小学校	明石市明南町3-3-1
							明石市立和坂小学校	明石市和坂2-12-1
							明石市立藤江小学校	明石市藤江235
							明石市立王子小学校	明石市王子1-1-1
福田	明石市立大観小学校	明石市大明石町2-8-30						
宮村上	明石市立林小学校	明石市林崎町1-8-10						
宮村	明石市立人丸小学校	明石市東人丸町26-29						
辻町	明石市立大蔵中学校	明石市西朝霧丘4-7						
宮津城東部	惣	上宮津地区社会教育活用施設 宮津市字小田235	府道9号⇒京都縦貫自動車道（宮津天橋立IC）⇒綾部JCT⇒舞鶴若狭自動車道（福知山IC）⇒府道55号⇒【検査場所】⇒府道55号⇒福知山IC⇒中国自動車道（吉川JCT）⇒六甲北有料道路（神戸三田IC）⇒山陽自動車道（神戸北IC）⇒山陽自動車道（三木JCT）⇒山陽自動車道（三木小野IC）⇒国道175号⇒県道23号⇒県道18号⇒東播磨南北道路⇒国道2号	福知山市三段池公園 福知山市猪崎377-1	加古川市	市民会館 加古川市加古川町北在家2000	明石市立錦城中学校	明石市上ノ丸3-1-11
	皆原						明石市立朝霧小学校	明石市朝霧東町1-1-40
							明石市立松が丘小学校	明石市松が丘3-1-1
	山中						明石市立衣川中学校	明石市南王子町7-1
	東国名賀						明石市立朝霧中学校	明石市大蔵谷奥4-1
	府宮東波路団地						明石市立明石小学校	明石市山下町12-21
	波路						明石市立中崎小学校	明石市中崎1-4-1
	東波路						明石市立二見西小学校	明石市二見町西二見383-34
	問屋町						明石市立二見中学校	明石市二見町西二見594
	獅子崎						加古川市立平岡小学校	加古川市平岡町高畑164-1
	つつじが丘						加古川市立川西小学校	加古川市米田町平津108
上宮津	小田	上宮津地区社会教育活用施設 宮津市字小田235	府道9号⇒京都縦貫自動車道（宮津天橋立IC）⇒綾部JCT⇒舞鶴若狭自動車道（福知山IC）⇒府道55号⇒【検査場所】⇒府道55号⇒福知山IC⇒中国自動車道（吉川JCT）⇒六甲北有料道路（神戸三田IC）⇒山陽自動車道（神戸北IC）⇒山陽自動車道（三木JCT）⇒山陽自動車道（三木小野IC）⇒国道175号⇒県道23号⇒県道18号⇒東播磨南北道路⇒国道2号	福知山市三段池公園 福知山市猪崎377-1	加古川市	市民会館 加古川市加古川町北在家2000	加古川市立平岡小学校	加古川市平岡町高畑164-1
	喜多						加古川市立川西小学校	加古川市米田町平津108
	今福							
	松縄手							
	天神							
鳥が尾								

避難方向		兵庫県						
地区	自治会	一時集合場所	主な避難経路	避難退域時検査場所	避難先			
					市町村名	車両一時待機場所	避難所	
栗田	新宮	栗田小学校 宮津市字 上司640-1						加古川市立志方西小学校 加古川市志方町原587
	脇							
	中村							
	小寺							
	上司							
	中津							
	小田宿野							
	島陰							
	銀丘							
	鏡ヶ浦							
	田井							
	矢原							
獅子								
由良	由良脇	由良地区社会教育活用施設 宮津市字 由良1276	国道178号⇒府道9号⇒京都縦貫自動車道（宮津天橋立IC）⇒綾部JCT⇒舞鶴若狭自動車道（福知山IC）⇒府道55号⇒【検査場所】⇒府道55号⇒福知山IC⇒中国自動車道（吉川JCT）⇒六甲北有料道路（神戸三田IC）⇒山陽自動車道（神戸北IC）⇒山陽自動車道（三木JCT）⇒山陽自動車道（三木小野IC）⇒国道175号⇒県道23号⇒県道18号⇒東播磨南北道路⇒国道2号	福知山市三段池公園 福知山市猪崎377-1	加古川市	市民会館 加古川市加古川町北在家2000	加古川市立平岡東小学校 加古川市平岡町土山109	
	由良宮本							
	浜野路							
	港							
	下石浦							
	上石浦							
吉津	須津	吉津小学校 宮津市字 須津1600					加古川市立平岡中学校 加古川市平岡町新在家1801	
	タヶ丘							
	浜垣							
	宝山							
	文珠							
府中	江尻	府中小学校 宮津市字 中野468					加古川市立平岡南中学校 加古川市平岡町二俣285-4	
	天橋							
	難波野							
	大垣							
	中野							
	小松							
	溝尻							
	国分							
成相寺								

避難方向		兵庫県						
地区	自治会	一時 集合場所	主な 避難経路	避難退域時 検査場所	避難先			
					市町村名	車両一時 待機場所	避難所	
日置	日置浜	日置小学校 宮津市字 日置1230	国道176号⇒京都縦貫 自動車道（与謝天橋立 IC）⇒綾部JCT⇒舞鶴 若狭自動車道（福知山 IC）⇒府道55号⇒【検 査場所】⇒府道55号⇒ 福知山IC⇒中国自動車 道（吉川JCT）⇒播但 連絡有料道路（福崎 IC）⇒播但連絡有料道 路（姫路JCT）⇒姫路 バイパス⇒国道250号 ⇒県道391号	福知山市三 段池公園  福知山市猪 崎377-1	高砂市	総合運動公 園  高砂市米田 町島256	高砂市立米田西小 学校	高砂市米田町塩市 17-1
	日置上						高砂市総合運動公 園	高砂市米田町島 526
							マリントピア オーナーズ	高砂市立米田小学 校
世屋	畑	高砂市立阿弥陀小 学校					高砂市立阿弥陀小 学校	高砂市阿弥陀町阿 弥陀1153-1
	下世屋						高砂市立北浜小学 校	高砂市北浜町北脇 34-5
	松尾						高砂市立伊保小学 校	高砂市伊保東1- 18-1
	木子						高砂市立高砂小学 校	高砂市高砂町大工 町810-1
	上世屋						高砂市立中筋小学 校	高砂市中筋1-2-1
養老	田原	養老小学校 宮津市字 岩ヶ鼻23					高砂市立伊保南小 学校	高砂市梅井2-4-1
	大島						兵庫県立松陽高等 学校	高砂市曾根町 2794-1
	岩ヶ鼻						高砂市立曾根小学 校	高砂市曾根町2500
	外垣						高砂市立荒井小学 校	高砂市荒井町東本 町10-1
	長江		兵庫県立高砂高等 学校	高砂市高砂町朝日 町2-5-1				
	里波見		兵庫県立高砂南高 等学校	高砂市西畑2-1-12				
	中波見							
	梅ヶ谷							
日ヶ谷	立							
	大西							
	厚垣							
	落山							
	藪田							

## 別添 2

### ○ 放射線防護施設

所在市町	施設名	所在地
宮津市	特別養護老人ホーム安寿の里	宮津市字由良 751
	特別養護老人ホーム天橋の郷 (R5 整備予定)	宮津市字獅子 190-4
	養老地区公民館 (R5 整備予定)	宮津市字岩ヶ鼻 38
舞鶴市	障害者施設こひつじの苑舞鶴	舞鶴市安岡 1076-2
	障害者施設みずなぎ鹿原学園	舞鶴市鹿原 209-3
	特別養護老人ホームやすらぎの郷	舞鶴市安岡 1076
	特別養護老人ホームグリーンプラザ博愛苑	舞鶴市市場 390
	舞鶴市大浦会館	舞鶴市中田 459
	舞鶴市朝来小学校	舞鶴市朝来 545-1
	独立行政法国立病院機構舞鶴医療センター	舞鶴市行永 2410
	養護老人ホーム安岡園	舞鶴市安岡 1076-1
	国家公務員共済組合連合会舞鶴共済病院	舞鶴市浜 1035
	舞鶴市田井原子力防災センター	舞鶴市田井
綾部市	綾部市奥上林公民館	綾部市故屋岡町三反田 15
	社会福祉法人松寿苑高齢者支援センター	綾部市八津合町寺町 1-1・25
	いこいの村・梅の木寮介護老人福祉施設	綾部市十倉名畑町久瀬谷 2
伊根町	特別養護老人ホーム長寿苑	伊根町六万部 154

放射線防護施設とは、施設に陽圧装置等を設置して施設内を気密化することにより外部の放射性物質の流入を防ぐもので、土砂災害や洪水等により基幹道路等避難路の断絶等で孤立する可能性がある地域で、かつ、指定災害警戒区域外にある老人ホーム等入所施設や公民館等への設置を図る。

(令和5年1月現在、府内・市内とも上記以降の具体的な整備計画は未定。)

屋内退避の指示により、当該施設がある地区では、入所施設には主に入所者及び施設職員、公民館等には地域の在宅避難行動要支援者及び避難等協力者が、放射線からの防護機能を有する当該施設で屋内退避を行う。



### 別添3

#### ○ 避難行動要支援者の避難先施設

※平成29年度当初現在

避難元施設			避難先施設		
区分	在宅、施設名	定員	所在地	施設種別	施設名
特養	青嵐荘	50	亀岡市	特別養護老人ホーム	亀岡友愛園
			京丹波町	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム丹波高原荘
			京丹波町	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム瑞穂山彦苑
			京丹波町	特別養護老人ホーム(地域密着型)	特別養護老人ホーム金木犀
			京都市西京区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームまほろば
			京都市西京区	特別養護老人ホーム	京都市桂川特別養護老人ホーム
			京都市西京区	特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設シオンの里
			-	-	医療機関
GH(高)	グループホームせいらん	18	京都市西京区	特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設シオンの里
			大山崎町	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム洛和ヴィラ大山崎
特養	安寿の里	80	京都市右京区	特別養護老人ホーム(地域密着型)	高齢者介護施設 上桂
			京都市右京区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム梅津富士園
			京都市右京区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームアムールうずまさ
			京都市伏見区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム同和園
有料	エリシオン天橋立	60	京都市北区	特別養護老人ホーム(地域密着型)	小規模特別養護老人ホームこぶしの里 サテライト今宮
			京都市東山区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム洛東園
			京都市北区	特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設にしがも舟山庵
			京都市南区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム故郷の家・京都
特養	天橋の郷	70	京丹後市	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム丹後園
			京丹後市	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム第二丹後園
			与謝野町	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム与謝の園
			京都市下京区	特別養護老人ホーム	京都市修徳特別養護老人ホーム
			京都市下京区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム西七条
			京都市南区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム塔南の園
			京都市南区	特別養護老人ホーム	京都市東九条特別養護老人ホーム
			京都市伏見区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム京都老人ホーム
-	-	医療機関			
特養	天橋園	30	京都市中京区	特別養護老人ホーム	京都市本能特別養護老人ホーム
			-	-	医療機関
GH(高)	グループホーム天橋の家	9	京都市北区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム和順の里
特養	夕凧の里	80	京都市西京区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム西山寮
			京都市西京区	特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設シオンの里
			京都市南区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム吉祥ホーム
			京都市南区	特別養護老人ホーム	京都市久世特別養護老人ホーム
			京都市南区	特別養護老人ホーム	京都市東九条特別養護老人ホーム
			京都市南区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームピハーク十条

避難元施設			避難先施設		
区分	在宅、施設名	定員	所在地	施設種別	施設名
在宅(高)	在宅高齢者	191	京丹後市	特別養護老人ホーム(地域密着型)	久美浜苑くまのの里
			京丹後市	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム満寿園
			京丹後市	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームいちがお園
			京丹後市	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームおおみや苑
			京丹後市	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム第二丹後園
			京丹後市	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム久美浜苑
			京丹後市	特別養護老人ホーム	総合老人福祉施設はごろも苑
			京丹後市	特別養護老人ホーム	総合老人福祉施設 弥栄はごろも苑
			京丹後市	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームふるさと
			京都市上京区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム 西陣憩いの郷
			京都市上京区	特別養護老人ホーム	京都市小川特別養護老人ホーム
			京都市上京区	特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設 つきかげ苑
			京都市左京区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム洛翠園
			京都市左京区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム パプテスト・ホーム
			京都市左京区	特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設花友しらかわ
			京都市中京区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム壬生老人ホーム
			京都市中京区	特別養護老人ホーム(地域密着型)	特別養護老人ホーム都和のはな
			京都市伏見区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームみやびのその
			京都市伏見区	特別養護老人ホーム(地域密着型)	介護老人福祉施設 まどか
	京都市伏見区	特別養護老人ホーム(地域密着型)	小栗栖の家ほっこり		
京都市伏見区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームフジの園			
京都市伏見区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム 日野しみずの里			
京都市山科区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームそらの木			
京都市山科区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム ヴィラ山科			
	予備施設		-	医療機関	
				特別養護老人ホーム40施設	
養護	成相山青嵐荘	60	京丹後市	養護老人ホーム	満寿園
			綾部市	養護老人ホーム	松寿苑
			京都市伏見区	養護老人ホーム	同和園
軽費	ケアハウス青嵐荘	30	福知山市	軽費老人ホーム	ニコニコハウス
			亀岡市	軽費老人ホーム	第二亀岡園
	予備施設			軽費老人ホーム12施設	
老健	リハ・ヴィラなぎさ苑	100	綾部市	介護老人保健施設	介護老人保健施設綾部さくらホーム
			長岡京市	介護老人保健施設	介護老人保健施設マムフローラ
			-	-	医療機関
	予備施設			介護老人保健施設42施設	
在宅(身)	在宅障害者	38	京都市北区	(視覚障害者施設)	本館
			福知山市	障害者支援施設	ききょうの杜
			京都市南区	身体障害者福祉会館	京都市洛南身体障害者福祉会館
			-	-	医療機関
	予備施設			障害者支援施設8施設	
GH(知)	もくれん	7	与謝野町	障害者支援施設	いきいき
	あかつき荘	5	与謝野町		
	あじさい	5	与謝野町		
	さくら草	5	与謝野町		
	ホームすみれ	7	与謝野町	障害者支援施設	福知山学園あまた翠光園
	ホームすみれ		福知山市		
	サンホーム	7	福知山市	障害者支援施設	
	在宅障害者	14	京丹後市	障害者支援施設	あゆみが丘学園
	予備施設			障害者支援施設22施設	
在宅(精)	在宅障害者	10	京田辺市	共同生活介護・短期入所	草内ホーム:ホーム緑の風
			京田辺市	障害福祉サービス事業所	たなべ緑の風作業所:第2ホーム緑の風
			福知山市	障害者支援施設	ききょうの杜
		予備施設			障害者支援施設9施設

別添 4

避 難 先 メ モ

住民登録の住所	宮津市字
避 難 者	氏 名 (男・女) 氏 名 (男・女) 氏 名 (男・女) 氏 名 (男・女) 氏 名 (男・女) 氏 名 (男・女) 氏 名 (男・女) 氏 名 (男・女)
避難先住所 ※予定でも可	住所 住所
携帯電話番号 (その他連絡がとれる 電話番号)	_____ _____
連絡事項	

○市指定の避難所以外のところに避難される方は、可能な限り、この「避難先メモ」に記入してください。

○この避難先メモをビニール袋に入れ、「白いタオル」と併せて、玄関先に掲示してください。

◎万が一のときは、この様式を活用ください